

「性差に由来する健康課題等への対応を 推進するための論点整理」を踏まえた 概算要求等について（個別施策）

論点 1 . 性差に由来する健康課題に対応する医療の推進

性差に由来する健康課題への対応

健康日本21(第3次)による国民運動の推進

生活習慣の改善

栄養・食生活

身体活動・運動

休養・睡眠

飲酒

喫煙

歯・口腔の健康

改善に関する目標
(女性)骨粗鬆症受診率
の向上生活習慣病のリスク
を高める飲酒をして
いる女性の減少若年女性の
やせの減少妊娠中の
喫煙をなくす

相談支援体制

研究

健康増進・疾病予防

早期発見

受診勧奨

情報発信・普及啓発

- 情報発信・普及啓発
 - ・ヘルスケアラボ
 - ・更年期障害サイト
 - ※男性の更年期も含む
 にて情報発信・普及啓発
- スマート・ライフ・プロジェクトの
テーマに「女性の健康」を追加
※健康づくりに取り組む企業・団体・
自治体を支援する取組

健診・検診

- 骨粗鬆症検診
- 職場の健康診断の機会を活用した
健診機関による女性特有の健康課
題に関する情報提供や専門医への
受診勧奨(令和8年度より実施)
- がん検診(乳、子宮頸、大腸、肺、胃)

診断・治療

- 自治体等の窓口から相談のあった患者の受
入、県内の各専門領域の医療機関との連携
体制等の実態把握

国立成育医療研究センター内に「女性の健康総合センター」を設置(令和6年10月)

● 情報発信の強化

- 女性のヘルスケアに関するガイドンス(中高
年期編)を策定(令和8年7月)、研修等を通じ
て医療機関に周知
- 更年期世代の女性の健康課題に対応できる
医療機関を検索可能とする
- 男性のヘルスケアに関するガイドンス(仮称)
の策定を目指す。

- 心身の不調を抱える女性が、自らの症状や状態を記録するツールの開発・普及及び情報提供
- 相談支援体制構築(女性の健康相談支援体制の強化)

女性の健康に関する問題をサポートするため
の技術の開発、実用化に関する研究女性の健康の包括的支援に関する
制度設計、政策の立案・実行等に資する研究女性の健康の包括的支援実用化研究事業 / 女性の健康の包括的支援政策研究事業
(AMED研究) / (厚生労働科学研究)

女性の健康総合センター

設立経緯

女性の活躍促進や子育て支援の観点から、「骨太の方針」や「こども未来戦略方針」などにおいて、**国立成育医療研究センターに「女性の健康」に関するナショナルセンター機能を持たせ、女性の健康や疾患に特化した研究や女性の健康に関わる最新のエビデンスの収集・情報提供を行う仕組みを構築**することとされ、令和6年10月、国立成育医療研究センター内に設立。

○「経済財政運営と改革の基本方針2024」（令和6年6月21日閣議決定）抄

第2章 社会課題への対応を通じた持続的な経済成長の実現 ～賃上げの定着と戦略的な投資による所得と生産性の向上～

6. 幸せを実感できる包摂社会の実現

（女性活躍）

（略）、性差を踏まえた職域・地域における相談支援体制の充実、フェムテックの推進、女性の健康ナショナルセンター（仮称）における診療機能の充実及び研究の推進など生涯にわたる女性の健康への支援等に取り組む。

センターの取組

①女性の健康に関するデータセンターの構築

女性の健康に関するデータの収集や管理、解析などを行い、データ提供窓口などの機能を一元的に担う。

②女性のライフコースと性差を踏まえた基礎研究・臨床研究の積極的な推進

医学的な視点だけではなく社会学や経済学など多様なアプローチで女性の健康に関する研究を推進。

③情報収集・発信、人材育成、政策提言

女性の健康総合センターで創出されたエビデンスを広く発信し、また、そのエビデンスを生かして、標準化した教育プログラムや教育コンテンツの開発を行い人材育成も行う。

④女性の体とこころのケアなどの支援等

「プレコンセプションケア」について、全国に浸透させていくための取り組みや、相談・健診・カウンセリングなどを実施。

⑤女性の健康や疾患に特化した診療機能の充実

女性に対して幅広い診療を提供する「女性総合診療センター」を成育医療研究センターの病院内に立ち上げ、女性に対して総合的な診療を提供。

令和9年度概算要求額 17億円（24百万円）（）内は前年度当初予算額

1 事業の背景・目的

うち投資枠 16億円

女性の生涯にわたる健康支援については、生活の質を高める上でも、また、更なる活躍の場を広げていく上でも、心身の健康を確保できる環境の整備は重要である。健康課題には性差があることから、女性の生涯にわたる健康支援に当たっては、性差に起因する健康課題への対応を一層加速させる必要がある。また、すべての女性が、ライフステージごとの健康課題に向き合いながら、学業、仕事、育児、介護、社会活動等との両立を図り、その能力を十分に発揮できる環境を整備することが重要である。こうした取組は、国民の健康寿命の延伸にもつながるものであり、「攻めの予防医療」の観点からも取組を強力に進めていくことが求められる。

2 事業の概要・スキーム、実施主体等

女性の健康総合センター等において、各種研究事業を活用しながら、女性の生涯にわたる健康課題に関わる研究等を推進するとともに、同センターを始めとするネットワークにおいて、女性の健康に関する科学的エビデンスの創出を強化していくため、データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実させ、情報発信を行う。

また、多様な症状を呈する更年期の女性に見られる症状を抱える方が、適切な診断を通じ専門的医療にアクセスできるよう、関係学会の協力を得ながら診療領域を横断した考え方の整理を行い、この考え方を、研修等を通じて医療機関に周知するとともに、更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関を見える化を行う。

さらに、女性の健康課題に関するリテラシーを向上させるために、心身の不調を抱える女性が、自らの情報を活用し、円滑な受診につなげるためのツールの開発・活用を行う。

健康課題を抱える更年期世代の女性

利用

受診

円滑な受診につなげるためのツールの作成

- 心身の不調を抱える女性が、自らの情報を記録し、受診に際して活用することで、円滑な受診を促進するためのツールの作成

医療従事者への研修・周知および医療機関を見える化

- 関係学会の協力を得て整理した「診療領域を横断した共通的な考え方」について、研修等を通じて一般の診療現場において診療領域を横断した共通的な考え方を習得
- 更年期世代の女性の健康課題に対応できる医療機関の見える化

女性の健康に関する科学的エビデンスの創出

- データセンターの機能を強化し、データ収集・分析機能を充実するとともに情報発信を行う。

開発

検索可能化

強化



厚生労働省



女性の健康総合センター

3 実施主体

【委託費：民間団体】円滑な受診につなげるためのツールの作成、医療従事者への研修・周知および医療機関を見える化

【補助金：国立成育医療研究センター（定額）】女性の健康に関する科学的エビデンスの創出、情報発信

論点 2 . ライフステージに応じた性差に由来する
健康課題への対応の推進

令和9年度概算要求額 97百万円（－）※（）内は前年度当初予算額

労働特会			子会特会	一般会計
労災	雇用	徴収	育休	
○				

1 事業の目的

- 高年齢労働者の増加、急速な技術革新の進展等の社会経済情勢の変化を踏まえ、政府において、がん検診の推進等を通じた「攻めの予防医療」を進めることによって、健康寿命の延伸を図り、社会保障の担い手の拡大に取り組むこととされており、労働者については、労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）（以下「安衛法」という。）第69条の健康保持増進措置の枠組みを活用し、事業場における疾病の早期発見・早期治療の取組の強化を図る必要がある。
- このため、主に職域におけるがん検診、歯科健診等の受診勧奨や女性の健康課題への対応等、職域における労働者の健康保持増進の取組の推進のため、これらに係る周知啓発や取組状況の調査、事業者等への研修・相談支援事業を行う。

2 事業の概要・スキーム

（1）研修・相談支援のための研修テキストの作成等

- 職域における労働者の健康保持増進の取組の推進のため、労働者向けの健康教育のための簡易な企業内研修用のテキスト・動画、事業場の産業保健スタッフ向けの研修テキスト及び労働者向けのがん検診等の受診のための勧奨用リーフレット・動画（7種類）や、事業者・健診機関・保険者等の取組事例を集めた好事例集を作成する。
- 各種テキスト・動画を掲載した特設ホームページの開設・運用を行う。
- 事業者、健診機関、保険者等の関係者を対象としたシンポジウム（全国1回、都内での会場開催及びオンライン配信）を実施する。

（2）THP指針に基づく取組状況の調査

- 事業場におけるTHP指針に基づく労働者の健康保持増進措置に係る取組状況について、事業場及び労働者に対する調査を行い、措置の実施内容、実施状況等の実態把握を行う。

（3）事業者等への研修・相談支援の実施

- 研修テキスト等を用いて、都道府県産業保健総合支援センターにおいて中小企業の事業者や産業保健スタッフ等に対して、労働者の健康保持増進のための取組の推進に係る研修・セミナーの開催や、個別訪問、相談支援等を行う。

3 実施主体等

民間団体等（委託）

背景と経緯

- 「成育医療等基本方針(令和5年3月改定)」にプレコンセプションケアの推進についての方針が定められたほか、「経済財政運営と改革の基本方針2024」に「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- 若い世代が自分の将来を展望する際に、性や健康・妊娠に関する正しい知識の取得方法や、相談する場所・手段について、必ずしも広く知られていない現状を踏まえ、「**プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会 ～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～**（座長：五十嵐隆国立成育医療研究センター理事長）」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、「**プレコンセプションケア推進5か年計画**」を策定。

プレコンセプションケアの概念及び 現状・課題とその対応にあたっての基本的な考え方

1. プレコンセプションケアに関する概念の普及

- プレコンセプションケアは「**性別を問わず、適切な時期に、性や健康に関する正しい知識を持ち、妊娠・出産を含めたライフデザイン（将来設計）や将来の健康を考えて健康管理を行う**」概念であるが、言葉自体や概念についての**認知度は低い**。
- 思春期から成人期に至るまで、性別を問わず**全ての人が、発達段階や状況に応じてプレコンセプションケアという概念を知り、それに関する知識について、適切に身につけることは重要**。

2. プレコンセプションケアに関する相談支援体制の充実

- プレコンセプションケアに関する相談先として、自治体における「性と健康の相談センター」等があるが、広く知られていない現状がある。
- 若い世代の方が、**より相談しやすくなるような体制づくりが必要**。

3. 専門的な相談支援体制の強化

- 基礎疾患のある女性が、説明を受けないまま、妊娠する方がいる実情や、かかりつけ医等と産婦人科医の連携が不十分という指摘も。
- **産婦人科以外の医師もプレコンセプションケアに関して十分な知識を持つとともに、かかりつけ医等と産婦人科医の必要な連携に資する情報提供資料が必要である**。

取組推進にあたって

- プレコンセプションケアの推進にあたっては、**若い世代の意見を聴き**、当事者のニーズに沿った取組を実施し**施策の効果を定期的に評価**。
- 国は、国立成育医療研究センターと連携し技術的に支援、自治体は国の「5か年計画」を参考に「**地方版推進計画**」を策定する等計画的に推進。

今後5年間の集中的な取組

〈目標〉
認知度 80%
プレコンサポーター
5万人以上

対象者層

全ての世代の方々

妊娠・出産を含めた
性や健康に関する相談を
したい方

専門的な
相談を
したい方

性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供

- ★ SNS等を活用した積極的な情報発信。
- ★ プレコンセプションケアの普及に係る人材（プレコンサポーター）を育成するとともに、啓発資料の作成等、自治体・企業・教育機関等における**講演会等の開催支援**。

〈目標〉
相談窓口認知度
100%

相談支援の充実（一般相談）

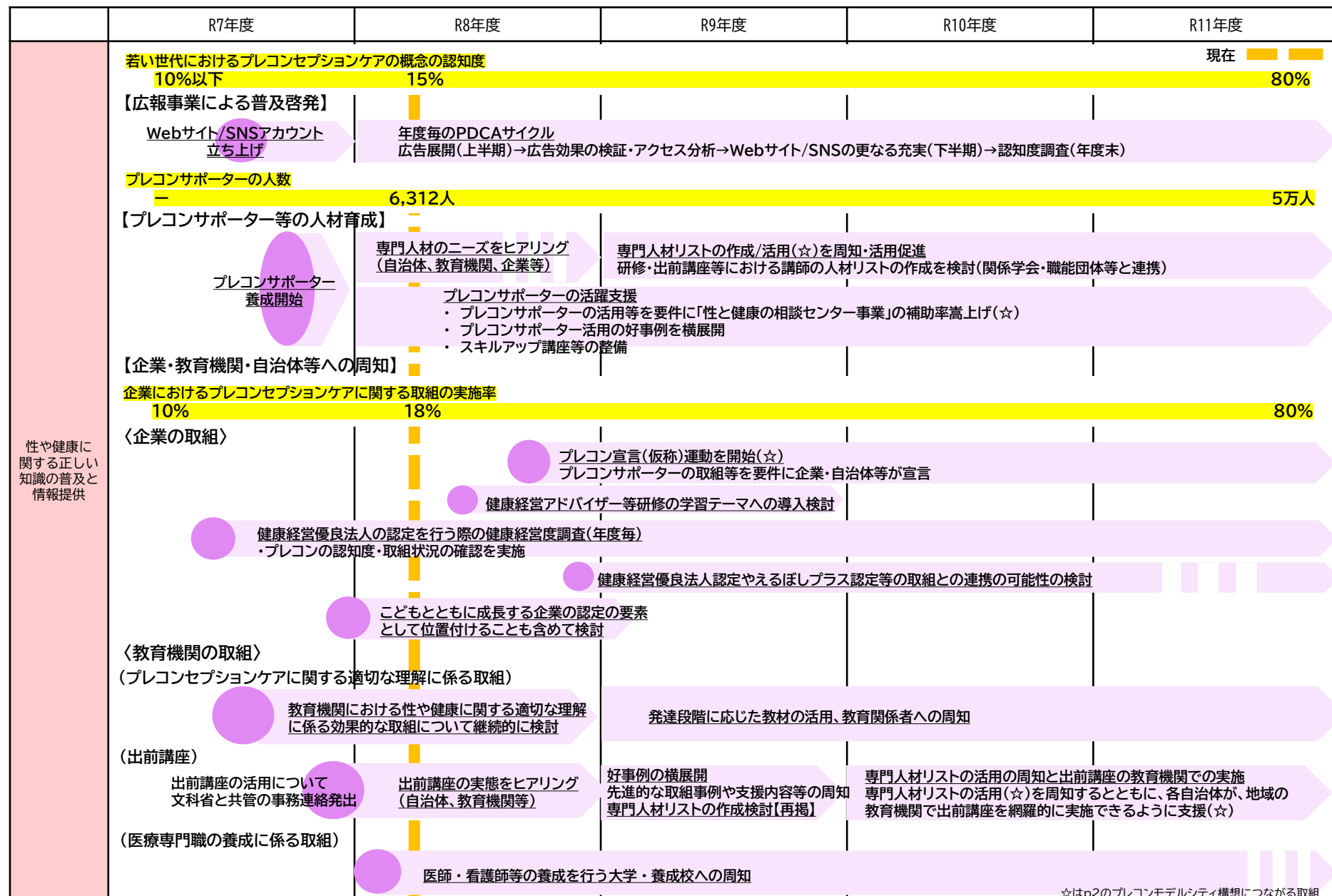
- ★ 「性と健康の相談センター」等プレコンセプションケアに関する**一般的な相談ができる窓口の認知度を推進**。
- ★ **身近な地域において医療機関等も含め、専門家による相談支援体制の整備を図る**。
- ★ 夜間休日対応の実施や、電話・オンライン相談、メールやSNSの活用等、**相談者の利便性に配慮**。

〈目標〉
専門相談医療機関数
200以上

相談支援の充実（専門相談）

- ★ 基礎疾患を有する方等が、医療機関等でプレコンセプションケアに関する相談ができるよう、**全国に相談窓口を展開**するとともに、専門外の医師の適切な対応にも資するよう、**医療者用相談対応マニュアルを作成し、周知**。

プレコンセプションケア推進に向けた工程表（概要）



プレコンセプションケア推進に向けた工程表（概要）

	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度	R11年度
性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供	〈自治体等の取組〉 （地方版推進計画）	（自治体職員等の取組） 国の行政機関及び自治体内部（人事部門、企業・教育機関との関連部門、医療保健部局等）におけるプレコンサポーター養成講座の受講を要請		国の行政機関及び自治体内部（人事部門、企業・教育機関との関連部門等）についてプレコンの取組内容の見える化（☆）を促す	現在
性や健康に関する正しい知識の普及と情報提供	地方版推進計画の策定（☆）/計画に基づいた自治体の取組 自治体が、地域の実情に応じた「地方版推進計画」を策定し、プレコンの取組を地域の実情に応じて体系的に進める				
相談支援の充実（一般相談）	自治体における性と健康の相談センターの実施率 74% 若い世代における一般的な相談窓口の認知度 — （性と健康の相談センター事業） 事業の拡充 ・要件を満たすと国の補助率嵩上げ（☆） ・実施主体へ市町村追加 ・医療機関等に委託する相談支援（☆） （思春期健康相談体制の整備） 各種資料の作成 ・思春期のこども・保護者向け資料 ・医療従事者向け手引き	医療機関等の相談窓口拡充のための支援 関係団体・職能団体等が協力可能な医療機関・助産所リストの作成を検討し、医療機関等における相談窓口の拡充 相談窓口の周知 若い世代に対して、性や健康に関する相談窓口（企業や教育機関等の窓口も含む）を周知するとともに、周知のための広報を行う自治体を支援		一般相談窓口の拡大 全ての指定都市・中核市へ事業実施を促す 思春期健康相談体制の更なる充実（☆） 思春期健康相談を実施するモデル事例を設定するとともに、医療機関への受診の促進につながるような方策を検討	100% 100%
相談支援の充実（専門相談）	プレコンセプションケアに関する専門的な相談ができる医療機関数 （60機関） （性と健康の相談センター事業） 事業の拡充 ・要件を満たすと国の補助率嵩上げ ・実施主体へ市町村追加 ・医療機関等に委託する相談支援（☆） ・基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（☆）	相談窓口拡充のための支援 関係団体・職能団体等が協力可能な医療機関リストを作成の検討し、相談窓口を拡充 相談窓口の周知 若い世代に対して相談窓口を周知するとともに、周知のための広報を行う自治体を支援		専門相談窓口の拡大 全ての指定都市・中核市へ事業実施を促す 診療報酬における評価の必要性等を含めた検討に資するよう、医学的管理について、支援の事例やエビデンスの整理等を実施	200機関
自治体・地域への取組支援		プレコンの取組を一体となって推進（再掲） 国の行政機関及び自治体内部 自治体 企業 教育機関		プレコンモデルシティ構想 企業、教育機関等を巻き込み、周知啓発、相談体制等の整備の取組を体系的（☆の取組を全て実施）に進めた上で、さらなる先進的な取組を行うモデル自治体を選定して支援	

☆はp2のプレコンモデルシティ構想につながる取組

プレコンセプションケア普及推進事業

成育局 母子保健課

令和9年度概算要求額 3億円

事業の目的

- 「経済財政運営と改革の基本方針2024」において、「相談支援等を受けられるケア体制の構築等プレコンセプションケアについて5か年戦略を策定した上で着実に推進する」旨が盛り込まれた。
- これを踏まえ、「プレコンセプションケアの提供のあり方に関する検討会～性と健康に関する正しい知識の普及に向けて～」において、プレコンセプションケアに係る課題と対応について整理を行い、令和7年5月に「プレコンセプションケア推進5か年計画」の策定を行った。
- 同計画において、今後5年間の集中的な取組として「性と健康に関する正しい知識の普及と情報提供」を柱の1つとしており、本事業ではプレコンセプションケアの概念の幅広い普及とともに、性別を問わず、性や妊娠・出産に関する正しい知識を身につけ、適切な健康管理を行うことを目的とする。

事業の概要

● プレコンサポーターの養成研修事業

プレコンセプションケアを推進することを目的とし、自治体・企業・教育機関等において、性別を問わず、性や健康に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を行うよう促す「プレコンサポーター」の養成研修を令和8年1月から開始した。養成研修は、eラーニング形式で実施し、誰でも受講可能な基礎編と、基礎編を修了した専門職のみが受講可能なアドバンス編（いずれもオンライン受講）で構成されており、養成研修の引き続きの運用と、ニーズに合わせた改修を行う。

● プレコンセプションケアに関する広報啓発事業

令和7年9月にWebサイト「はじめよう プレコンセプションケア」開設やSNS等による情報発信を開始し、コンテンツの充実を図ってきた。これらのコンテンツをより多くの当事者に正しい知識として届くようにするため、各種広告展開やSEO対策によるコンテンツの検索順位の引き上げに取り組む。また、プレコンセプションケアに関する取組が自治体・企業・教育機関等に広がるためには、より多くの方に「プレコンサポーター」の養成研修を受講いただく必要があるため、受講を促すような広報活動も実施する。

● プレコンセプションケアに関する情報啓発資材等作成事業

プレコンセプションケアに関する普及啓発のため、当事者のニーズを踏まえたWeb・SNS等のコンテンツ作成、リーフレットや動画等の普及啓発資材の開発を行い、若年世代を対象にした情報発信等を実施する。

実施主体等

【実施主体】 国（民間事業者等へ委託）

令和9年度概算要求額 6億円（6億円）【令和4年度創設】

目的

成育基本方針（令和3年2月9日閣議決定）を踏まえ、プレコンセプションケアを含め、性別を問わず性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す事を目的とする。

内容

◆ 対象者

思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、企業等の労務担当職員等（避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む）

◆ 内 容（都道府県・指定都市・中核市においては、（※）の必須事業は全て実施すること。市町村事業（（3）及び（8））については、それぞれ単独で実施可能。）

【必須事業】

- （1）不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談指導（※）
- （2）不妊治療と仕事の両立に関する相談対応（※）
- （3）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会・出前講座（教育機関・企業等への講師派遣）の開催（※）
- （4）相談指導を行う相談員の研修養成（企業等向けのプレコンセプションケアに関するものも含む）（※）
- （5）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発（※）

（7）基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援（R6～）

（8）医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援（R6補正～）

（9）SNSを活用したオンライン相談対応（夜間対応含む）

【一般事業】

（10）性と健康の相談支援センターや委託先となっている医療機関等のオンライン相談の初期設備整備（R6補正～）

（11）特定妊婦等に対する産科受診等支援（性感染症などの疾病等に関する受診を含む。）

（12）若年妊婦等に対するアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保

（13）出生前遺伝学的検査（NIPT）に関する専門的な相談支援

（14）HTLV-1等母子感染対策協議会の設置等

（15）不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備

（16）相談窓口等の周知のための広報

【重点事業】

- （6）学校で児童・生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等の研修会実施等

の支援
◆ 実施自治体数 96自治体（47都道府県、49市） ※ 令和7年度変更交付決定ベース

実施主体等

【実施主体】 都道府県・指定都市・中核市・市町村 ※（7）及び（14）の実施主体は都道府県のみ、市町村は（3）及び（8）のみ実施可能

【補助率】

国1／2、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／2

＜地方版プレコンセプションケア推進計画を策定し、プレコンサポーターの活用を位置付けている自治体であって、かつ、必須事業及び重点事業を全て実施した場合、必須事業及び重点事業の補助率を高上げ（一般事業は高上げなし） ※市町村はいずれかの事業を実施した場合でも補助率を高上げ＞

○必須事業、重点事業：国2／3、都道府県・指定都市・中核市・市町村1／3

（上記要件に加えて、財政力指数1未満の自治体を補助率高上げの対象とする。）

○一般事業：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／2

（注）「プレコンセプションケア推進5か年計画」に基づき、本事業の取組を行う自治体を100%とするため、令和11年度まで補助率の高上げを実施する

- 女性特有疾患や健康課題の変化を適切に捉え、若年期・性成熟期・更年期・老年期といったライフコースを俯瞰した、**健康・医療科学に関する研究支援**を講じていくことが重要。
- 文部科学省としては、**健康・医療分野の研究開発関連予算（令和8年度予算額：834億円、令和9年度概算要求額：1246億円）等**を通じて、関連する研究を推進しており、以下の事業等により、**女性の健康・性差に関する基礎研究を重点的に推進**。

戦略的創造研究推進事業／革新的先端研究開発支援事業



- 国が定めた目標の下、組織の枠を超えた時限的な研究体制を構築し、画期的シーズの創出・育成に向けた先端的研究開発を推進。
 - ✓ 「老化」に関する目標（採択：令和4～6年度）を策定し、**性差も指摘される老化と加齢性疾患**に関する基礎研究を戦略的に推進。
 - ✓ 令和6年度戦略目標として「**性差・個人差・個人内の変化の解明と予測への挑戦**」を策定（採択：令和6～8年度）

次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム（B-cure NEXT）

- 疾患発症の**遺伝的リスクにおける性差研究**や、**女性の健康・ライフコース**を俯瞰した研究等を、我が国の健康・医療研究基盤として構築してきている一般住民・疾患バイオバンク※を活用しながら推進。

※血液や尿などの生体試料、生活習慣や居住環境、病気の既往歴などの健康情報、さらに、ゲノム情報などを長期的に収集・保管・提供し、研究に役立てる取組。



今後取り組んでいく施策（令和9年度の方針性）

○性差関連の基礎研究

- ✓ 疾病の早期予防・介入へ貢献するため、**ライフコースを俯瞰した女性の健康や性差に関する研究基盤を強化し、疾病の発症リスク予測やメカニズム解明に向けた研究開発を推進**（次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム）

次世代医療実現バイオバンク利活用プログラム (B-cure NEXT)

文部科学省提出資料



令和9年度 要求・要望額	54億円
(前年度予算額)	41億円)
令和7年度 補正予算額	43億円

現状・課題

- 世界各国で大規模なバイオバンクの構築が進み、全ゲノム情報に加え、**オミックス情報や臨床情報等の収集も加速**。バイオバンクの試料・情報から得られた治療標的に対する創薬研究等も活発化。
- 我が国においても、「経済財政運営と改革の基本方針2026」（令和8年7月閣議決定）において、**データ利活用に係る環境整備や医療等データの利活用**を進めること、「**攻めの予防医療**」を推進し、疾病予防、早期発見、早期介入及び行動変容に係る機関が連携して取り組むことが掲げられている。
- これらの国内外の動向を踏まえ、世界的なバイオバンクの大規模化に対し、我が国に限られた資源の中で本分野におけるプレゼンスを発揮していくためには、**我が国の強みを生かしたバイオバンクを維持・発展させ、利活用をより一層進めることで、バイオバンクの試料・情報等を利用した複合的なデータ駆動型研究を加速させていく必要がある**。

事業内容

事業実施期間

令和8年度～令和12年度

【事業スキーム】



I. 次世代医療実現推進プラットフォーム 27億円（14億円）

《創薬等出口につなげるデータ駆動型研究開発》

- 公募型での研究開発の推進により、**創薬等を出口として想定し、ゲノム・オミックス情報、臨床情報等のバイオバンクの試料・情報等を利用したデータ駆動型研究を推進**するとともに、若手研究者の裾野拡大を目指す
- 攻めの予防医療に向けて、**女性の健康や性差に関する研究開発を推進**

《ゲノム研究プラットフォーム利活用システム》

- バイオバンク横断検索システムの構築・運用
- **攻めの予防医療に向けた研究基盤の充実**

《次世代医療実現のための研究基盤の整備》

- データ駆動型研究加速のための情報基盤の強化

《倫理的・法的・社会的課題への対応》

利活用促進

- ・ 国内バイオバンク・ネットワーク連携を強化し、オールジャパンでの利活用促進
- ・ **複合的なデータ駆動型研究を加速**

利活用促進

日本ゲノム医療推進機構との連携も検討中

全国その他のバイオバンクや、臨床医、異分野の研究者、民間企業等と幅広く連携

*NCBN：ナショナルセンターバイオバンクネットワーク（厚生労働省）
**：全国各地のコホート・バイオバンク（科研費等）

II. 東北メディカル・メガバンク計画（TMM） 21億円（21億円）

- 世界的にも貴重な家系情報を含む一般住民15万人の試料・健康情報を保有
- 我が国の強みである三世代コホート基盤の強化・充実、臨床情報等の充実したリコンタクト可能コホートの構築

III. ゲノム研究バイオバンク（BBJ） 6億円（6億円）

- 多様な疾患の生体試料とその解析データ・臨床情報（27万人、44万症例、51疾患）を有する大規模バイオバンクを構築
- 国内バイオバンク・コホート連携による次世代医療基盤の強化

基盤整備

- ・ **コホート調査の効率化等の運営費の効率化を図りつつ、企業等の利活用促進に向けた基盤強化**

アウトプット（活動目標）

各課題への支援

短期アウトカム（成果目標）

疾患の発症・重症化予測、診断、治療等に資する研究成果の創出

長期アウトカム（成果目標）

研究成果を疾患の予防、診断、治療等につなげる

（担当：研究振興局ライフサイエンス課）

1. これまでの取組

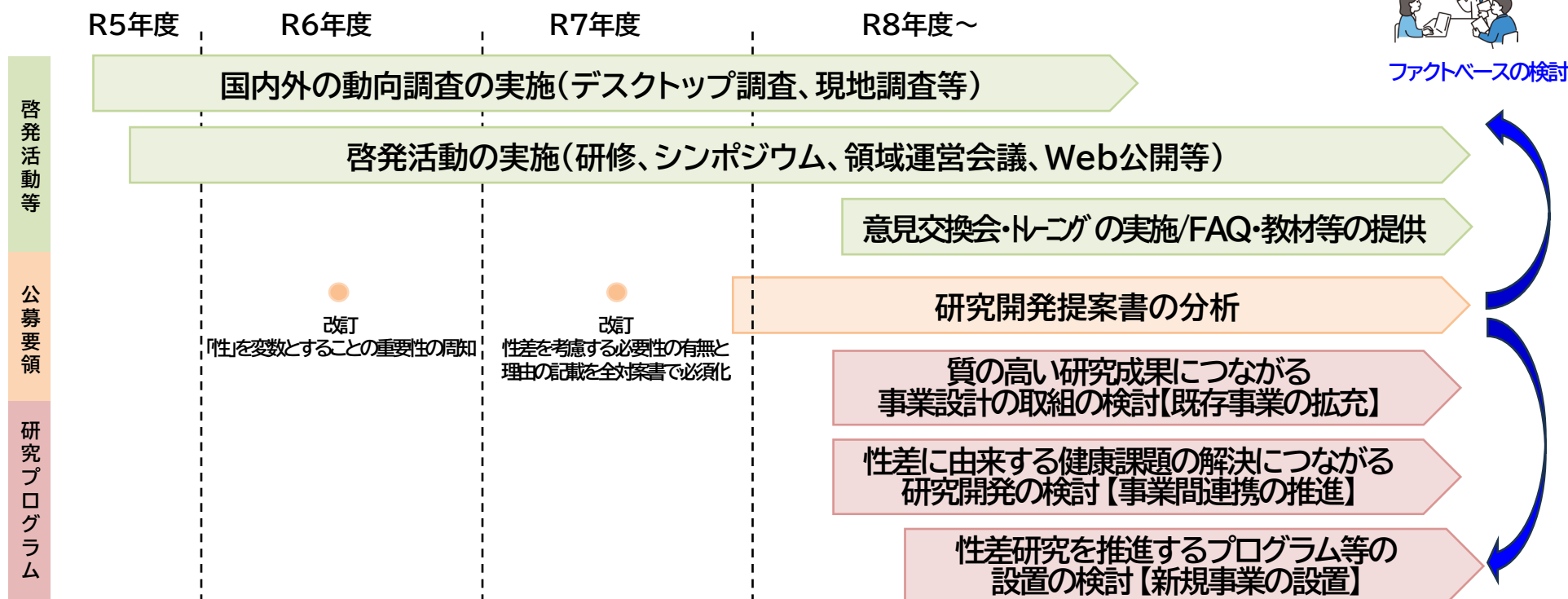
- 令和5年度: 推進活動開始(国内外の動向調査、研修・シンポジウム・Web公開等の啓発)。
- 令和6年度: 公募要領改訂。「性」を変数として考慮する重要性を周知。
- 令和7年度: 公募要領改訂。「性差(生物学的性[SEX])を考慮する必要性の有無と理由の記載を全提案書で必須化」。

2. 課題

- 諸外国と比して国内研究者の本取組に対する認識度が十分でない(継続的かつ効果的な啓発活動が必要)。
- 疾患領域等により、研究者の認識度や取組状況等に差があるが、現状把握が不十分。

3. 今後の取組の方向性

- 研究開発提案書の分析等に基づいた、ファクトベースの啓発活動、事業設計等を検討のうえ推進。
- ライフコースという長期的視点から生涯を通じた健康課題に取り組むにあたり、性差を適切に考慮した研究開発による質の高い成果を基盤としたアプローチが重要。このため、ライフコースアプローチを踏まえた新たな研究開発の方向性を検討。



啓発活動:シンポジウム等の実施

内閣府
健康・医療戦略推進事務局提出資料



【令和6年度】

○令和7年1月28日

AMED・日本医学会連合・

日本脳科学連合学会連合・生物科学学会連合共催研修

○令和7年3月1日

日本臨床試験学会第16回学術集会総会

スポンサードシンポジウム

【令和7年度】

○令和7年12月6日

第46回日本臨床薬理学会学術総会

スポンサードシンポジウム

○令和8年2月1日

第19回日本性差医学・医療学会学術集会

AMED/日本性差医学・医療学会共催シンポジウム

【令和8年度】

○令和8年7月31日～9月30日

第58回日本医学教育学会学術大会

オンデマンドシンポジウム『性差医学・医療の大学医学教育への導入:国の政策「性差を考慮した医療・研究開発の推進」に基づいて』

○令和8年9月19日

第40回日本医学会公開フォーラム『あなたに合った医療のために 性差とライフステージを考える医療(性差医療)』

○令和8年12月1日～4日

第49回日本分子生物学会年会・第99回日本生化学会大会合同大会「BMB2026」ブース出展予定

○日本性差医学・医療学会「性差医学・医療テキスト」執筆(令和9年1月発刊予定)

○基礎的教材発行予定(令和8年度内)

○実験医学記事掲載(4月号・9月号)

性差医学・医療の大学医学教育への導入:国の政策「性差を考慮した医療・研究開発の推進」に基づいて
Introduction of Gender Specific Medicine and Healthcare into University Medical Education: Based on the National Policy "Promotion of Gender-Specific Healthcare and Research and Development"

オンデマンドシンポジウム17 要旨

編集	片岡 仁美 (京都大学医学研究科 医学教育・国際化推進センター)
演者	医学部における性差医学・医療教育導入ー性差を考慮した医学教育推進の国の方針を踏まえてー 片井 みゆき (国立大学法人 政策研究大学院大学 保健管理センター)
	AMEDの性差を考慮した研究開発の推進 平川 誠也 (国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究開発戦略推進部 研究開発企画課(第)総括戦略グループ)
	卒前医学教育における性差医学教育の現状と課題 蓮沼 直子 (広島大学医学部附属医学教育センター)
	大学教育における性差視点の導入:世界の状況 河野 鏡子 (九州大学男女共同参画センター)

あなたに合った医療のために
性差とライフステージを考える医療(性差医療)

日時 2026年9月19日(土) 13:00～17:05 会場 日本医師会館 大講堂

総合司会 緒田 裕孝(国立大学大学院医学研究科 代議内分科学教授) 片井 みゆき(日本性差医学・医療学会 理事長)

13:00 開会の挨拶 片岡 仁美(日本医学会)

13:05 「性差:なぜ医療に性差の視点が必要なのか」
緒田 裕孝(国立大学大学院医学研究科 代議内分科学教授)

13:15 「性差医療の歩み」 日本における経緯と広がり
片井 みゆき(国立大学法人 政策研究大学院大学 保健管理センター)

13:45 「男女共通の病状に見られる性差」 高血圧・糖尿病・心臓病など身近な病状を例にして
片井 みゆき(国立大学法人 政策研究大学院大学 保健管理センター)

14:15 「ライフステージによって変わる健康課題」 一般市民のための性差医療
小川 純人(東京大学大学院医学系研究科 老年学 教授)

14:45 AMEDにおける性差を考慮した研究開発の推進
平川 誠也(国立研究開発法人日本医療研究開発機構研究開発戦略推進部 研究開発企画課(第)総括戦略グループ)

15:00 性差とライフステージを考慮した「10学会合同 中道女性ヘルスケアガイダンス」の作成と公開
山崎 洋輔(研究開発推進・生活環境 部長) 藤田 大志(研究開発推進部 総合診療科 准教授)

15:15 「性差医療がひらく未来」
片井 みゆき(日本性差医学・医療学会)

15:45 休憩

16:00 総会閉会 片岡 仁美(日本医学会)

16:05 閉会の挨拶 緒田 裕孝(日本医学会)

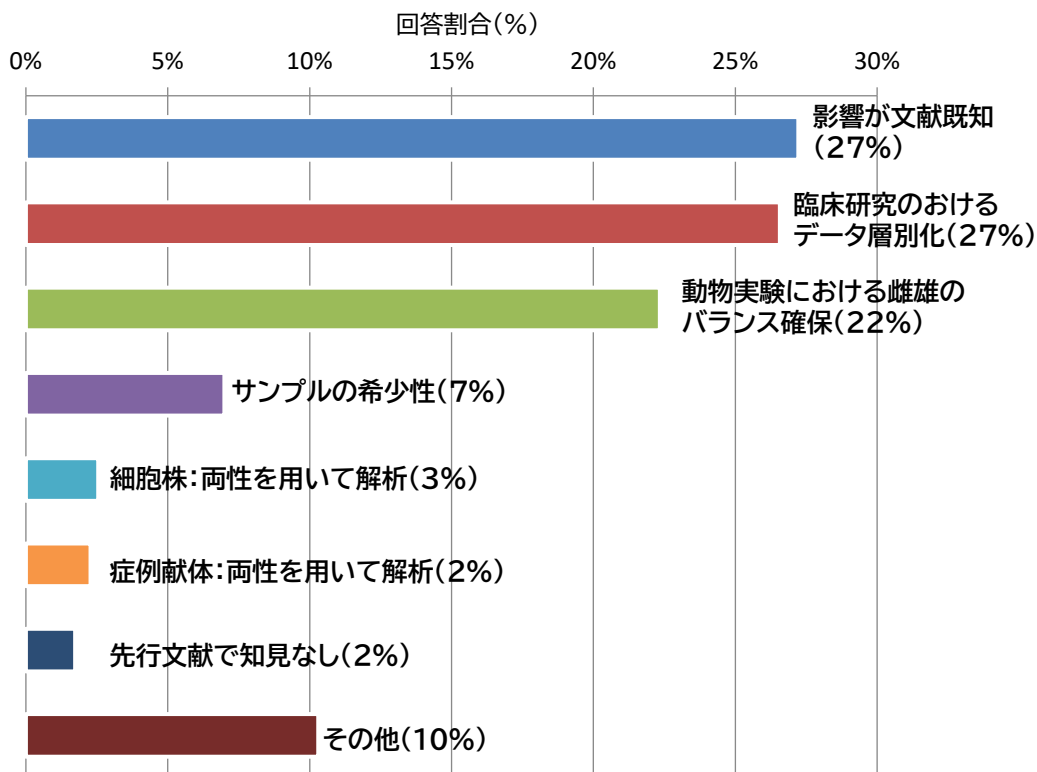
17:05 終了

研究開発提案書の分析

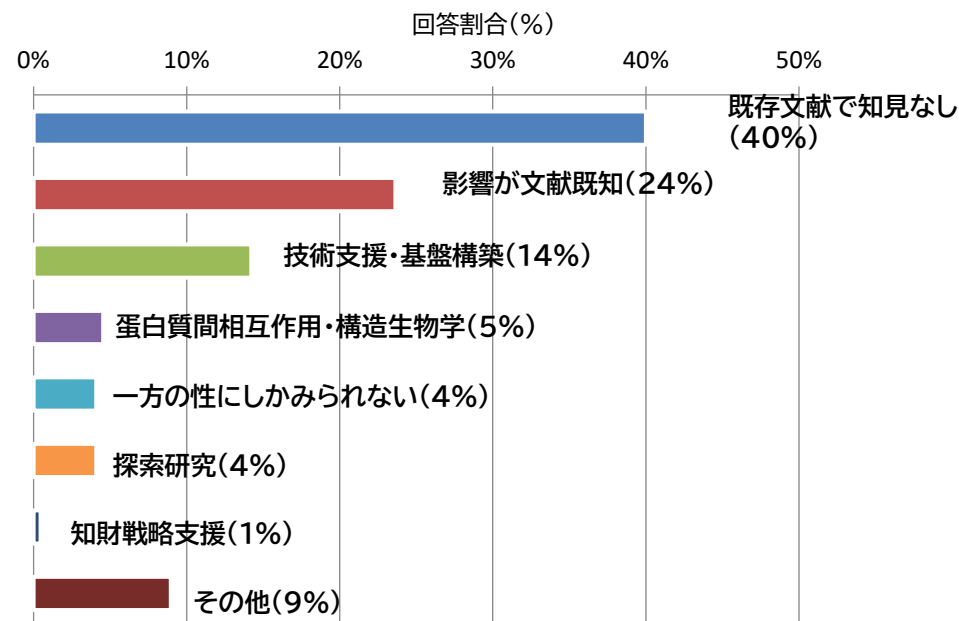
○令和8年度公募のうち、令和8年4月1日時点で募集締切となっていた事業に応募のあった研究開発提案(約2,700課題)を対象に分析した結果、当該研究開発提案の作成において「性差を考慮する必要がないと判断した」割合が57%であった。

○本分析結果を1つのファクトとした「今後のアクション」について、検討中。

性差を考慮する必要があると判断した理由(複数選択有)



性差を考慮する必要が無いと判断した理由(複数選択有)



注:本集計値は2026年7月21日時点の暫定値であり、今後の分析内容の精査により、数値が変更される場合があります。

性差の視点からみたAMEDにおける研究開発費配分状況

～患者数の男女割合からみた分析～

目的: 性差を考慮した研究開発の推進にあたり、AMEDにおける研究開発費の配分状況を「性差」の視点から分析

方法: 性差の視点からどのような分析方法が考えられるか、分析方法の検討

→厚生労働省「患者調査」の患者数データとAMEDが支援した2020～2024年度の研究開発課題データをICD-10 コードで対応付け、総患者数、AMED課題数、研究開発費配分の関係性を解析

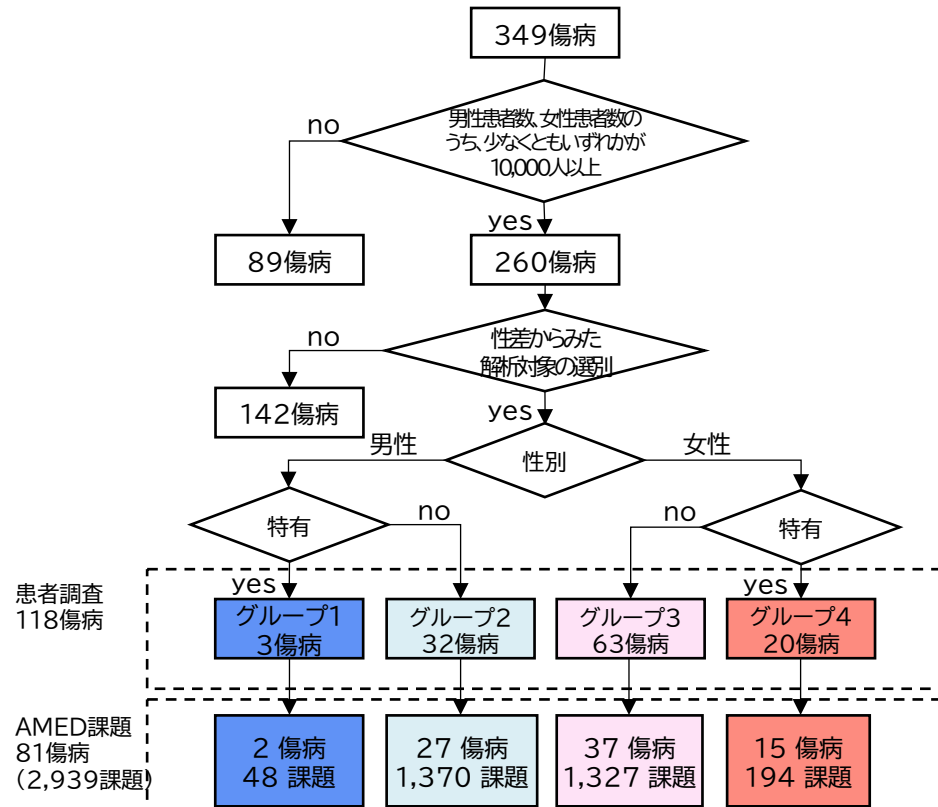
結果: ① 患者数と研究開発費配分は比例しない

② 研究開発費配分が比較的小さい一方で総患者数が多い傷病には、女性患者の割合が高いグループ3に属するものが多くみられた

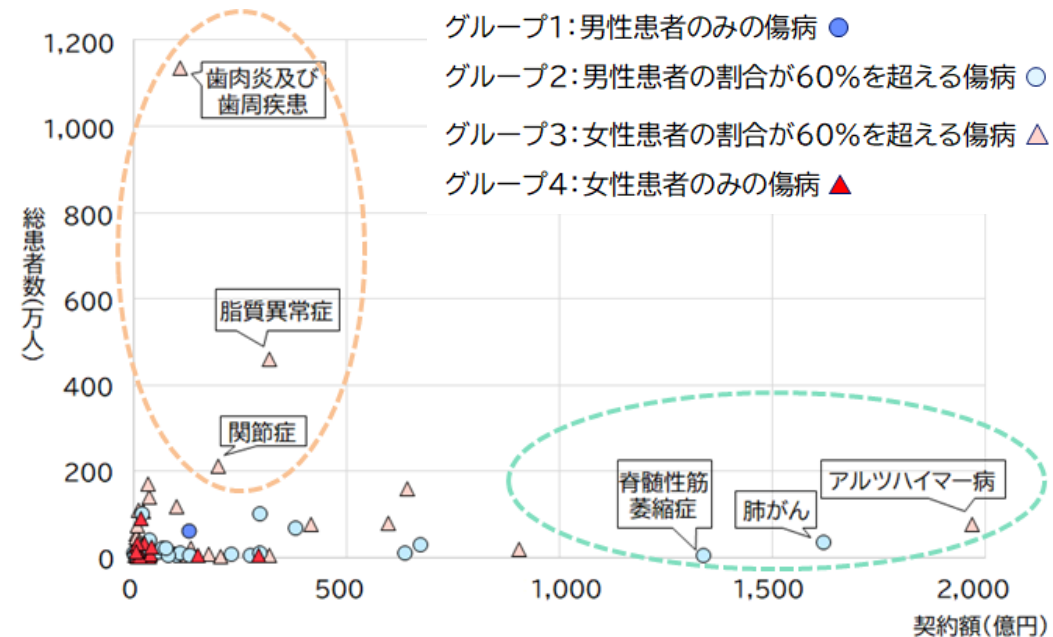
③ 疾病負荷や社会的影響の大きい疾患では、患者数が少なくても研究開発費が多く配分される傾向がみられた

考察: 研究開発費の配分は患者数のみに基づくものではなく、研究の必要性、社会的影響、実用化の可能性など、さまざまな要素を総合的に考慮して決定される。また、治療法が確立されている疾患では研究ニーズが相対的に低い一方、AMEDは民間企業のみでは取り組みが難しい革新的基礎研究や希少疾患、感染症等の研究を支援している。このため、本研究で研究開発費と患者数の間に明確な比例関係が認められなかった背景には、こうした研究資金配分の特徴が影響している可能性がある。

患者の男女比で傷病をグループ分け/患者調査118傷病をAMED課題に対応付けて分析



男女比を考慮した患者数と研究費配分の関係



出典: Journal of Gender Medicine Volume 3 Number 1

(日本性差医学・医療学会誌 第3巻1号)

https://www.jagsm.org/gakkaishi/jogm_3-1.pdf#page=33

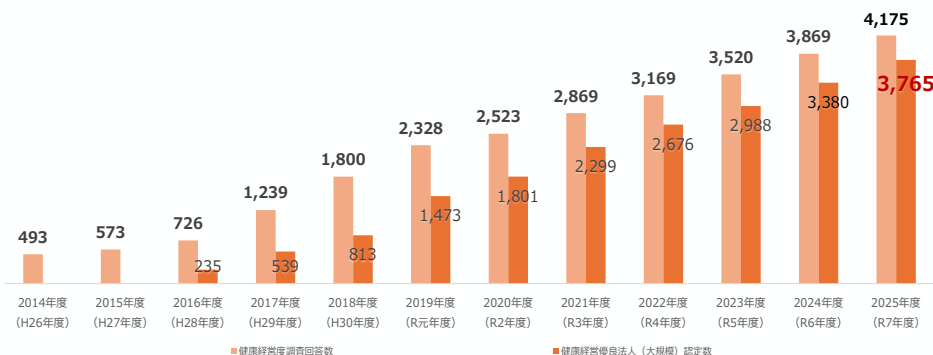
論点 3. 企業・保険者等における対応の推進

健康経営を通じた健康投資の更なる拡大について

経済産業省提出資料

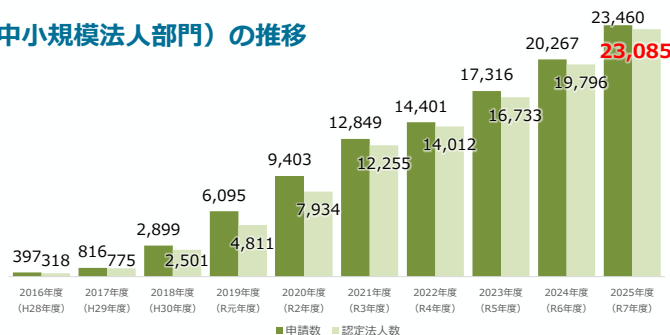
- 健康経営とは、経営的視点から、従業員の健康保持・増進の取組に投資すること。2014年度の制度開始以降、健康経営に取り組む企業の裾野は急速に拡大し、2025年度は約27,000社が健康経営優良法人として認定された。
- 大企業におけるさらなる普及・投資の拡大が重要**であるとともに、**日本経済を支える中小企業に対しても定着・浸透させていくことが重要**。

健康経営度調査回答数、健康経営優良法人（大規模法人部門）の推移



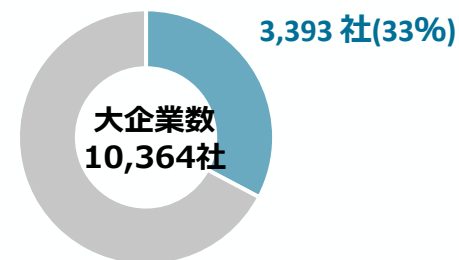
※健康経営度調査回答数：令和7年12月31日時点、健康経営優良法人2026（大規模法人部門）認定数 令和8年3月9日時点

健康経営優良法人（中小規模法人部門）の推移



※健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）申請数：令和7年12月31日時点、健康経営優良法人2026（中小規模法人部門）認定数 令和8年3月9日時点

健康経営優良法人（大規模法人部門）認定数
（2025年6月9日時点）



健康経営優良法人（中小規模法人部門）認定数
（2025年6月9日時点）



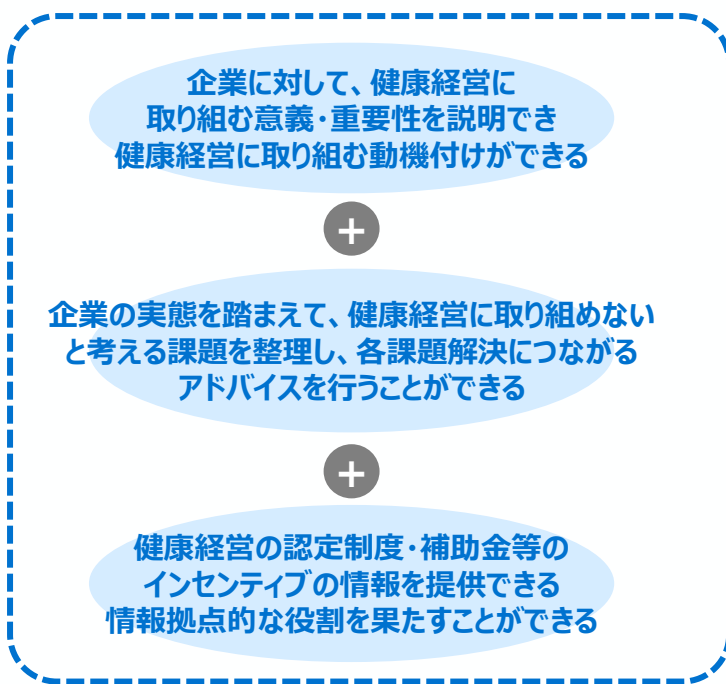
出典：企業数・従業員数：総務省・経済産業省「令和3年経済センサス-活動調査」再編加工 2021年6月時点の値

中小企業への裾野拡大：

中小企業支援者向け健康経営の推進支援ハンドブックの概要

- 経済産業省では、健康づくり機関・経営支援機関向けに、中小企業に対する健康経営の裾野拡大に向けた**担当者向けの支援教材を8月に公表**。
- 健康づくり機関・経営支援機関を通じて、健康経営への関心がない企業や未着手の企業に対して、健康経営の意義や効果について理解を促し、企業の状況に応じて「何から取り組めばよいか？」の疑問に回答できる情報を提示できる構成とする。

本教材で達成したい状態

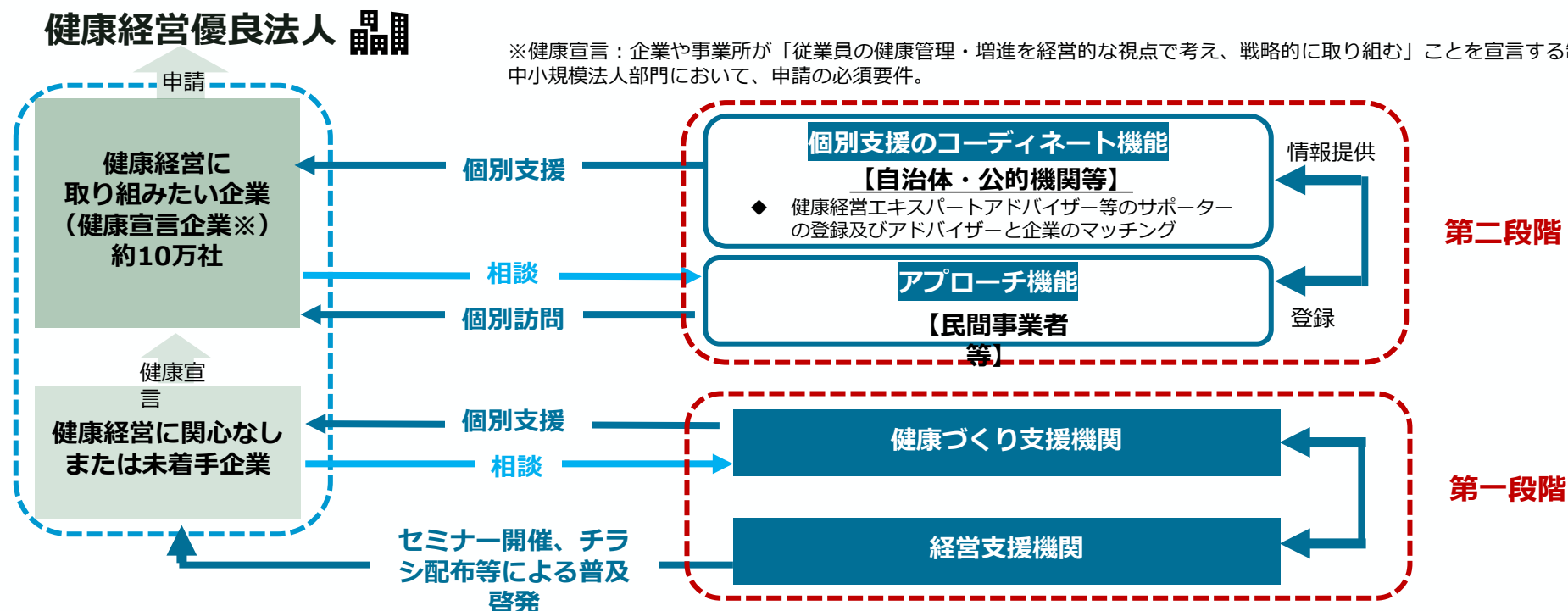


中小企業支援者向け健康経営の推進支援ハンドブックの概要

#	章項目	内容
1	本教材の目的と使い方	✓ 教材作成の目的 ✓ 本教材の使い方
2	健康経営の意義	✓ 健康経営の概要と健康経営優良法人認定制度の説明 ✓ 特に中小企業が健康経営に取り組む意義 ✓ いま健康経営の実践が必要な理由
3	健康経営の効果	✓ 健康経営が企業の経営課題解決に資する事例・実例 ・ 健康経営推進企業における成功事例とそのために必要な取り組み事例とポイント解説
4	健康経営優良法人認定制度と実践方法	✓ 健康経営推進に向けたガイドとしての健康経営優良法人申請書の見方 ・ 健康経営優良法人申請書 各設問の趣旨・意図の解説 ・ 健康経営優良法人申請書 各評価項目に紐づく属性別企業事例の紹介 ✓ よくある健康経営実践における障壁と解決に向けたヒント ✓ 健康経営優良法人の認定取得に向けた具体的な申請方法
5	活用できる補助金等	✓ 健康経営の推進のために活用できるツール、支援機関の一覧 ✓ 健康経営の推進に活用できる補助金制度の抜粋

中小企業への裾野拡大：健康経営ステージ別支援

- 現状の課題として、①取組フェーズに応じた支援が出来ていない ②企業へのドアノック方式の支援が不足 ③地域の相談窓口がない、の3点が挙げられる。
- そこで、健康経営に関心のない企業に対して、地域の経営支援機関と健康づくり関係機関が連携した普及啓発を実施するとともに、健康経営に取り組みたい企業に対して、民間事業者のアプローチ機能を活用し、自治体・公的機関等が健康経営を推進する専門家の個別支援をコーディネートするなど、経済産業省が主体となり、2段階で健康経営優良法人認定まで切れ目なく支援する体制を各地域に構築することを目指す。



健康経営における女性の健康サポートデスク (2026/8/20 開設)

- 健康経営における女性の健康サポートデスクとは、健康経営に取り組む・取り組みたい中小企業が、女性の健康課題に関する取り組みで迷ったときに、最初に相談できる窓口。
- 本サポートデスクでは、各企業が抱える女性の健康課題に対して、**①好事例紹介・情報提供、②セミナー・研修の講師派遣、③外部有識者による個別相談**で対応。

経済産業省委託事業

健康経営における 女性の健康サポートデスク

中小企業の担当者・支援機関の方が
女性の健康に関する取り組みやお悩みについて
相談できる窓口です。

相談無料



健康経営における
女性の健康サポートデスク
※事務局ページへ遷移します



対象者

中小企業の経営層・健康経営担当者/支援機関

相談できること

現状整理・体制構築・社内理解・教育啓発・制度・職場環境整備/相談体制づくり 等

健康経営優良法人に認定されている事業者が加算対象となる 中小企業向け補助金

- 中堅・中小企業が活用可能な生産性向上に資する補助金において、健康経営優良法人の認定を取得した事業者に対する加算措置を実施。

	補助対象
新事業進出・ものづくり商業サービス補助金	中小企業等が行う、技術的革新性のある製品・サービスの開発や既存事業とは異なる新市場・高付加価値事業への進出、海外市場開拓（輸出）に向けた国内の輸出体制の強化に係る設備投資等を支援する
デジタル化・AI導入補助金	生産性向上に資するITツール（ソフトウェア・サービス等）の導入を支援する
事業承継・M&A補助金	事業承継・M&Aに際し、設備投資やM&A・PMIの専門家活用費用等を支援する
Go-Tech補助金	中小企業等がものづくり基盤技術及びサービスの高度化に向けて、大学・公設試と連携して行う研究開発を最大3年間支援する
成長加速化補助金	売上高100億円を目指す成長志向型の中小企業の潜在的な投資を最大限引き出すため、大胆な設備投資を支援。
大規模成長投資補助金	手不足に対応するための省力化等による労働生産性の抜本的な向上と事業規模の拡大を図るために行う工場等の拠点新設や大規模な設備投資を支援。
省力化投資補助金	人手不足解消に効果のある省力化設備・システム等設備・システムの導入を支援。
小規模事業者持続化補助金	小規模事業者等が経営計画を自ら策定し、商工会・商工会議所の支援を受け取りながら取り組む販路開拓等を支援。

睡眠の質向上に向けた取組促進

- 睡眠は健康を支える最も重要な要素の一つであり、また睡眠不足による業務パフォーマンスの低下や心の健康に与える影響についても研究が進んでいる。
- 2026年3月には睡眠に関連する2つの業界団体から、連名で睡眠関連商品及びサービスに関する業界自主ガイドラインが公表された。
- 加えて2026年6月より医療機関が「睡眠障害」を診療科名に使えるようになり、診療科として認識されることで受診のハードルが下がり、早期に適切な治療を受けられることが期待されている。
- 上記背景を踏まえ、令和8年度健康経営度調査（大規模法人部門）において、「睡眠の質向上に向けた取組」を新たな項目として設置する。

令和7年度

3. 制度・施策実行	
Ⅱ. 具体的な健康保持・増進施策	
Q	食生活の改善に向けた取組
Q	運動機会の増進に向けた取組
Q	従業員の生産性低下防止への施策 (<u>睡眠</u> 、肩こり・腰痛、飲酒、花粉症、 眼精疲労などを含む)
Q	長時間労働者への対応に関する取組
Q	心の健康保持・増進に関する取組



令和8年度

3. 制度・施策実行	
Ⅱ. 具体的な健康保持・増進施策	
Q	食生活の改善に向けた取組
Q	運動機会の増進に向けた取組
Q	睡眠の質向上に向けた取組
Q	従業員の生産性低下防止への施策 (肩こり・腰痛、飲酒、花粉症、 眼精疲労などを含む)
Q	長時間労働の予防と事後対応
Q	心の健康保持・増進に関する取組

健康経営銘柄Premier（プレミア）

- 健康経営銘柄に継続選定されている企業を層別化する新たな枠組みとして、健康経営銘柄Premier（プレミア）制度を創設する。
- 健康経営に継続的に取り組み、健康経営銘柄に継続して選定されている企業を評価するとともに、健康経営Premierとしてブランドを明確化することで、健康経営の質のさらなる向上を目指しつつ、他企業のロールモデルとなる取り組みを社会に発信する制度。
- 新たなロゴ・PR資材や優先的な事例紹介を通じて、健康経営銘柄の中でもリーディング企業であることを広く対外的に発信することで、投資家をはじめとするステークホルダーから高い評価を得ることに繋げていきたい。
- 今後、必要に応じて制度の見直しを図っていく。

選定企業のメリット

- ①継続選定企業の証としての新たなロゴを付与。
- ②取組に関するPR資材を作成し、ホームページ等で公開。
- ③講演等での優先的な事例紹介。

（ロゴ）

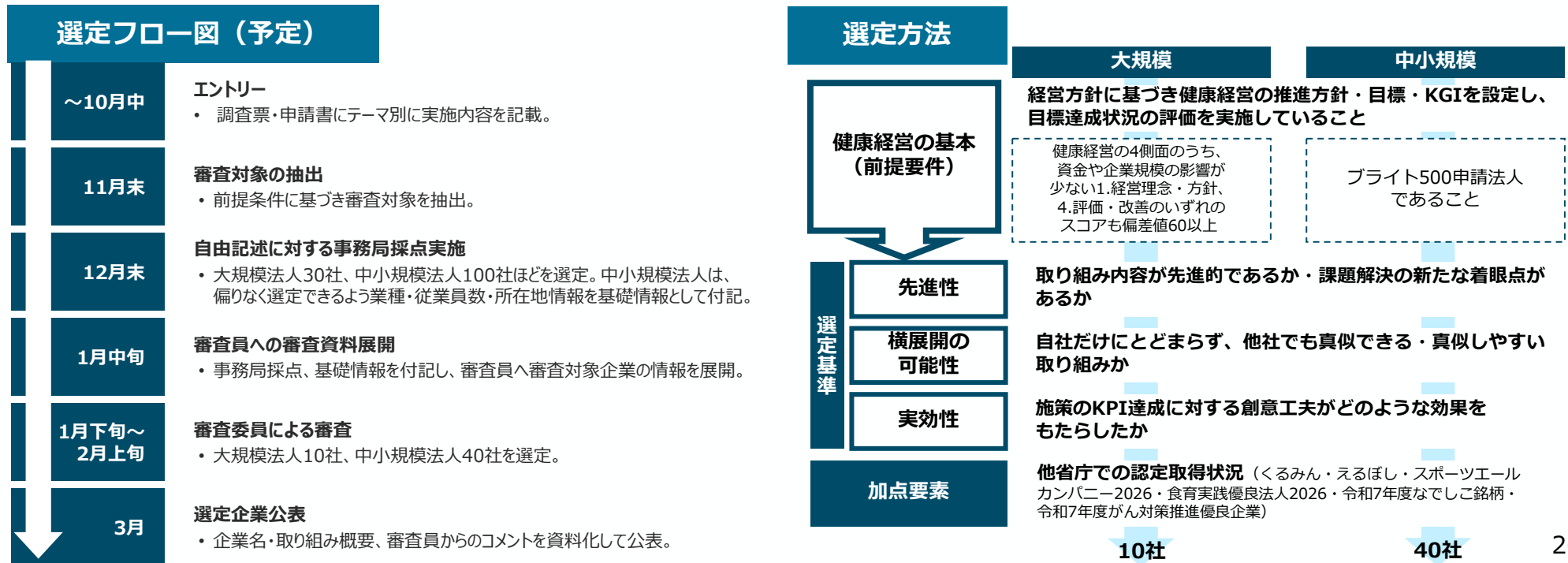


制度の概要

- 以下の3つの要件を満たす企業
 - ①健康経営銘柄に通算して10回以上選定
 - ②当該年度において健康経営銘柄に選定
 - ③地域や取引先企業等への健康経営の普及活動を実施(Q21a,b)
- ホワイト500の認定継続を条件に称号を保持

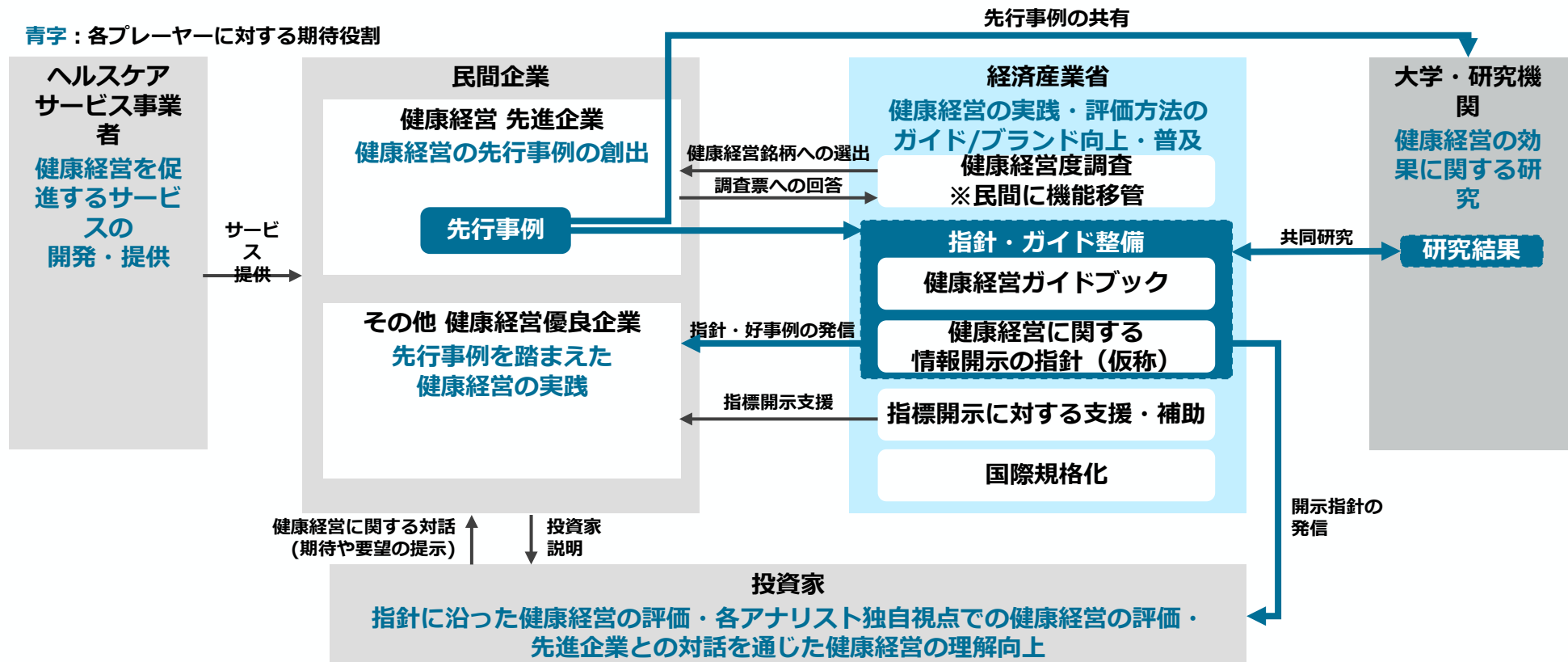
テーマ別ベストプラクティス

- 経済産業省では、政策的観点から企業への取組を促したい以下①～⑤のテーマについて、先進的かつ実効的な取り組み内容を収集し、大企業10社・中小企業40社を選定し公表する予定。
①女性の健康保持・増進に向けた取組 **②仕事と介護・治療・子育ての両立支援の取組** **③睡眠の質向上に向けた取組** **④高年齢従業員に配慮した健康づくりや職場環境整備の取組** **⑤その他（①～④に当てはまらない取組）**
- 審査は、健康経営の基本を確認した上で、**先進性、横展開の可能性、実効性の3つの基準**から判断する。また、くるみん・えるぼし、スポーツエールカンパニー、食育優良実践法人等の他省庁の認定取得を加点要素とする。
- 選定企業のプレゼンテーションの場として、厚生労働省が実施する健康増進関係の普及啓発事業との連携を検討中。



健康経営に関する情報開示の指針（仮称）の策定

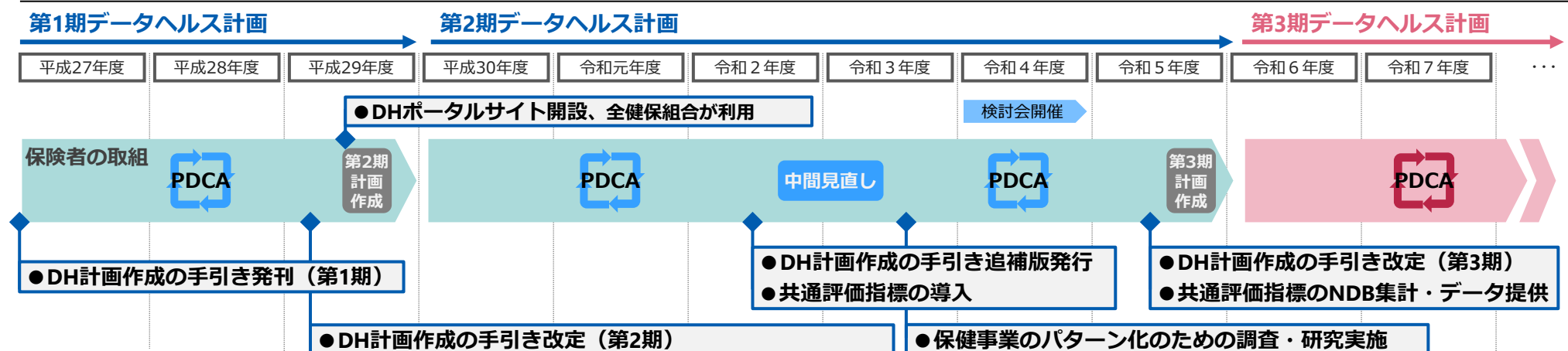
- 現在、健康経営に関する情報開示は認定取得のみが開示されている他、開示指標の定義や測定方法にもばらつきが見られており、投資判断に十分活用されていない状況。
- これらの課題を踏まえ、経済産業省において、「健康経営に関する情報開示の指針（仮称）」としてまとめる。有識者からの意見も取り入れながら、年内の策定を目指す。



予防・健康づくり、データヘルス計画に関する取組

- 予防・健康づくりについて、医療保険者は、保険給付と予防・健康づくりを一体的に実施する主体として、加入者の生活の安定と健康増進に貢献することが期待されている。
- こうした中、医療保険者は、レセプト・健診情報等を分析し、加入者の健康課題に応じた保健事業を実施するための計画（データヘルス計画）を作成することが健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に定められている。
- 上記を踏まえ、健康保険組合のデータヘルス計画作成を支援する施策として、データヘルス計画作成の手引き、データヘルス・ポータルサイト、共通評価指標のデータ提供等を実施している。
- また、データヘルス計画に基づく保健事業、予防・健康づくりの取組を推進する施策として、後期高齢者支援金の加算・減算制度、健康スコアリングレポートの提供、個別の保健事業に対する費用補助等を実施している。

＜データヘルス計画に関するこれまでの取組＞



令和9年度概算要求額

50億円（－）

（）内は前年度当初予算額

うち投資枠

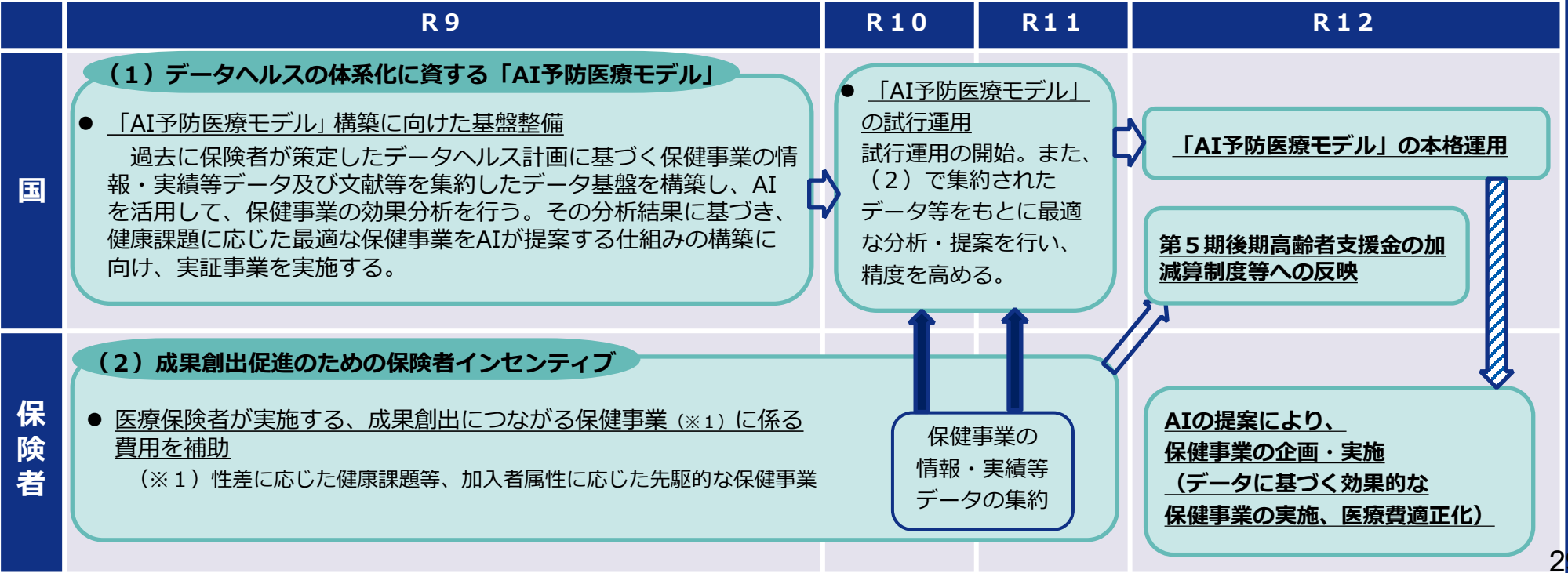
50億円

1 事業の目的

- 医療保険者は、レセプト・健診情報等を分析し、加入者の健康課題に応じた保健事業を実施しているが、保険者の取組内容によって成果には差異が生じており、データヘルスに係る膨大な暗黙知を再現可能な「知見」に体系化し、取組が必ずしも十分でない保険者にも活用できるようにすることが必要。
- そのため、データの集積・活用の推進を通じて、AIによる健康課題の分析や効果的な保健事業の選択肢の提示等を可能とする「AI予防医療モデル」を構築し、データヘルスの体系化を図ることで、保険者による予防・健康づくりを推進する。
- ※

「日本成長戦略2026」（令和8年7月21日閣議決定）において、「保険者インセンティブの在り方の検討、データヘルスに基づく効率的・効果的な保健事業の促進」について掲げられている。また、「経済財政運営と改革の基本方針2026」において、「性差に由来する健康課題等への対応を推進するための論点整理」（令和8年5月25日攻めの予防医療に向けた性差に由来するヘルスクエアに関する副大臣等会議取りまとめ）を踏まえて取組を推進するよう掲げられている。

2 事業の概要・スキーム等

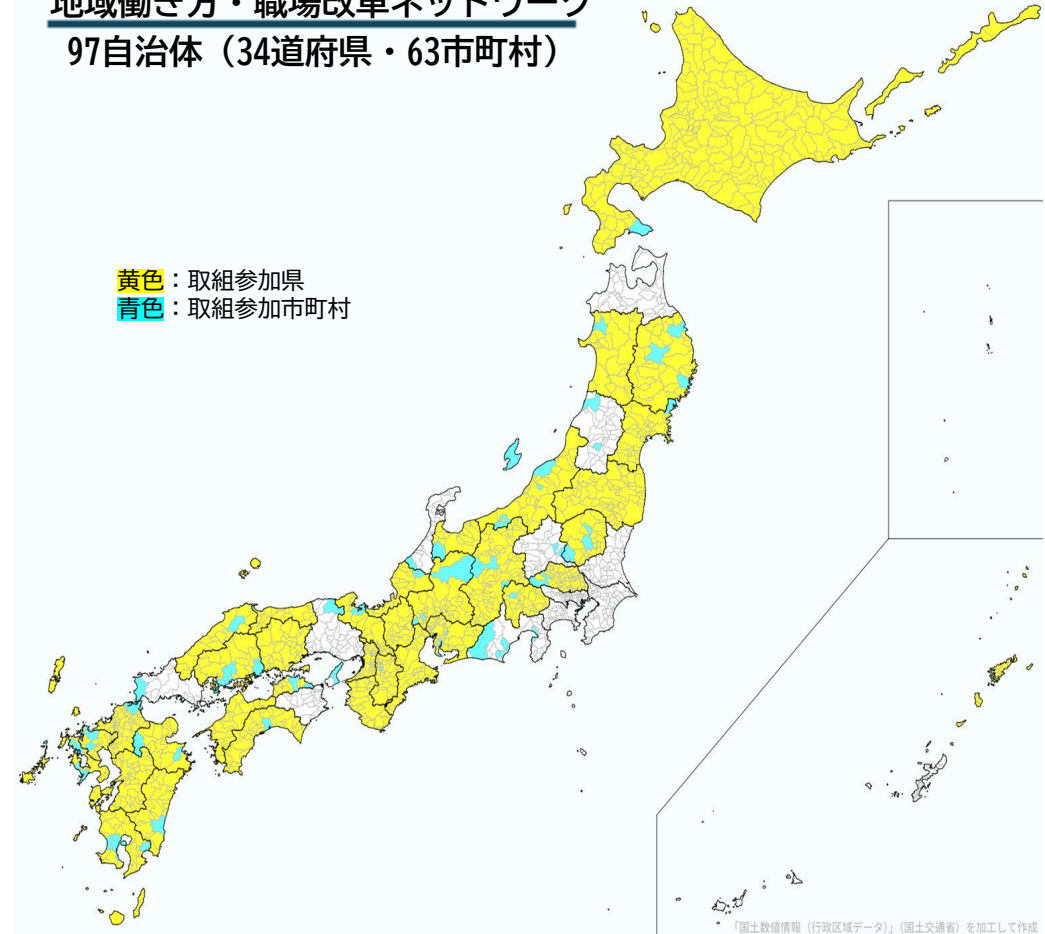


- 若者や女性が活躍できる地域づくりに向けて、企業等の地域の関係者を巻き込み、女性の健康課題への理解不足を含む「働き方の課題」等を解決していく自治体の活動を支援する取組を推進。
- 令和8年度は97自治体（34道府県・63市町村）が参加。97自治体と各府省庁横断のサポートメンバーで「地域の働き方・職場改革ネットワーク」を形成し、先行自治体の成否両方の経験や有識者の知見の共有等により取組を加速し、全国的な波及を目指す。

	道府県 (34)	市町村 (63)
北海道	北海道	函館市（北海道）
東北	岩手県	盛岡市（岩手県）
	秋田県	金沢市（岩手県）
	宮城県	久慈市（岩手県）
	福島県	能代市（秋田県）
関東	栃木県	宇都宮市（栃木県）
	埼玉県	足利市（栃木県）
		佐野市（栃木県）
甲信越	新潟県	新潟市（新潟県）
	山梨県	見附市（新潟県）
	長野県	妙高市（新潟県）
		佐渡市（新潟県）
東海	岐阜県	大垣市（岐阜県）
	愛知県	高山市（岐阜県）
	三重県	みよし市（愛知県）
		半田市（愛知県）
		東浦町（愛知県）
		南知多町（愛知県）
		浜松市（静岡県）
		沼津市（静岡県）
北陸	富山県	加賀市（石川県）
	福井県	勝山市（福井県）
		南砺市（富山県）
近畿	滋賀県	豊岡市（兵庫県）
	京都府	洲本市（兵庫県）
	大阪府	淡路市（兵庫県）
	奈良県	舞鶴市（京都府）
中国	鳥取県	境港市（鳥取県）
	島根県	雲南市（島根県）
	岡山県	下関市（山口県）
	広島県	呉市（広島県）
四国	愛媛県	高松市（香川県）
	香川県	東かがわ市（香川県）
	高知県	高知市（高知県）
九州・沖縄	福岡県	北九州市（福岡県）
	佐賀県	唐津市（佐賀県）
	長崎県	武雄市（佐賀県）
	熊本県	長崎市（長崎県）
	大分県	佐世保市（長崎県）
	宮崎県	日田市（大分県）
	鹿児島県	臼杵市（大分県）
		宮崎市（宮崎県）
		鹿児島市（鹿児島県）
		日置市（鹿児島県）
		志布志市（鹿児島県）

※下線は令和8年度からの取組参加自治体

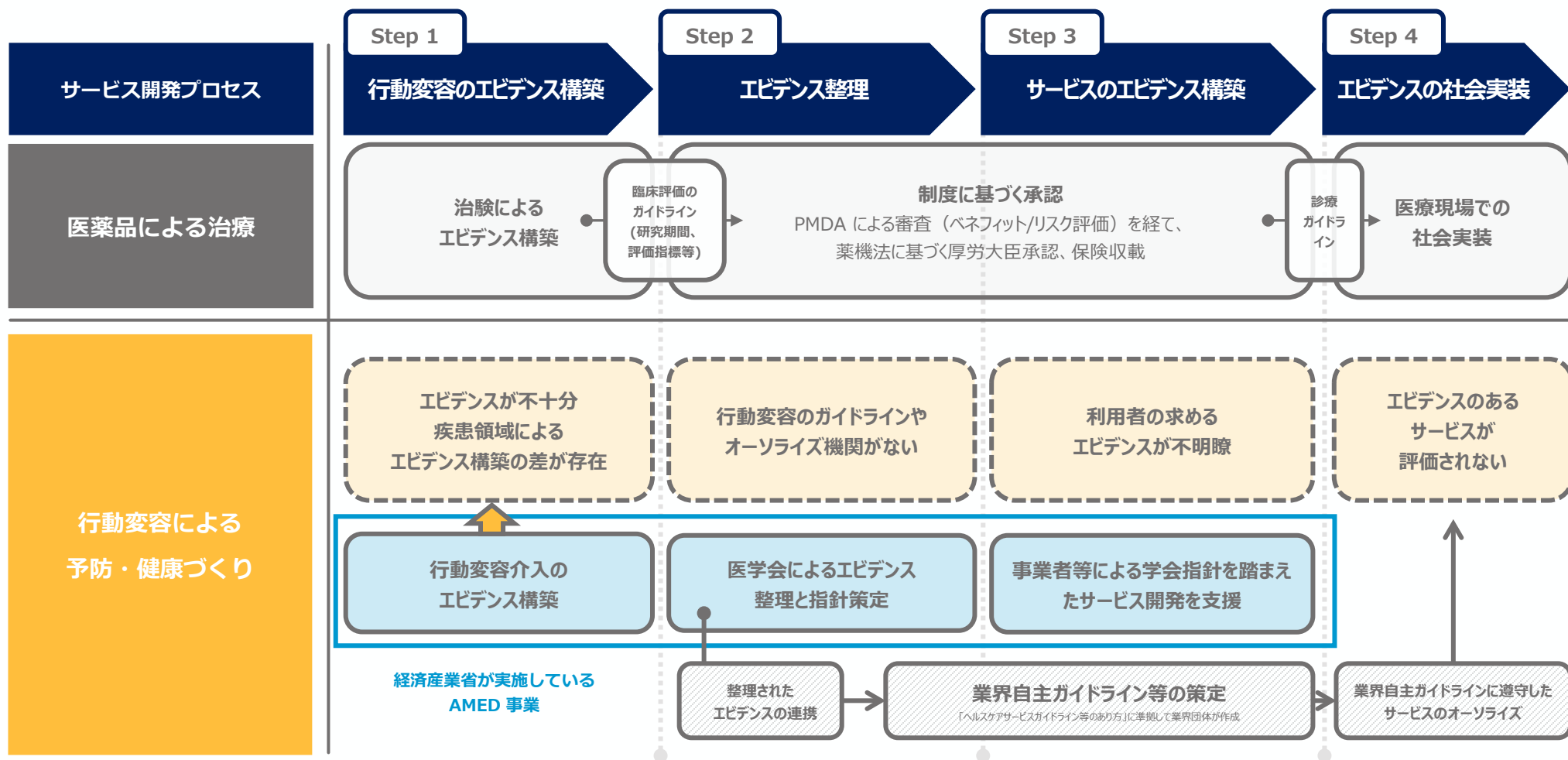
地域働き方・職場改革ネットワーク 97自治体（34道府県・63市町村）



予防・健康づくり分野におけるエビデンス構築について

経済産業省提出資料

- 行動変容による予防・健康づくりは**民間主導でエビデンス構築が進みにくいことやオーソライズの仕組みが制度化されていないことから、科学的有用性が担保されたサービスの社会実装が円滑に進んでいないという課題がある。**これに対応するため、以下の各ステップをAMEDで支援。



予防・健康づくりに関するエビデンス構築 (Step 1)

「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業（ヘルスケア社会実装基盤整備事業）」

これまで医学会にて策定してきた指針（Step 2）に基づき、さらに解決すべき課題（FRQ: future research question）に注目するとともに、将来的に医学会指針（後述）に取り込まれることを見据えた行動変容介入の**エビデンス構築を目指す**。（実施期間：令和 8 ～ 10 年度）

既存指針更新に資するエビデンス構築分野

領域	研究開発課題名	代表者	所属機関
成人期の課題	家庭血圧測定およびPHRを活用したデジタル行動変容介入による心血管・腎アウトカム改善に関する大規模ランダム化比較試験と指針更新に資する研究開発	有馬 久富	福岡大学
老年期の課題	サルコペニアスペクトラムにおける歩行キネティクス評価とロボット介入による予防効果のエビデンス構築	内富 寛隆	東京科学大学
	通いの場機能を備えたmHealthアプリによるフレイル改善の長期効果の検証：多施設ランダム化比較試験	笹井 浩行	東京都健康長寿医療センター
	対話型AIロボットを用いたフレイル・サルコペニア予防の個別最適化行動変容介入の開発と効果検証	島田 裕之	国立長寿医療研究センター
職域の課題	機械学習による最適化マッチングを用いた、更年期症状を有する女性に対するオンラインピアカウンセリングの有効性の検証	内富 庸介	東京慈恵会医科大学
	職域における行動変容促進型マインドフルネスアプリのwellbeing, 労働生産性および経済効果の検証：ランダム化比較試験と普及モデルの開発	佐渡 充洋	慶應義塾大学

指針策定を見据えた生活習慣関連エビデンス構築分野（睡眠、運動等）

領域	研究開発課題名	代表者	所属機関
睡眠	睡眠スクリーニングを起点とした多段階行動変容支援による生活習慣病予防導線の構築に関する研究	今泉 貴広	名古屋大学
歯科口腔	生涯にわたる適切な咀嚼に関する指針づくり	堀 一浩	新潟大学

予防・健康づくりに関するサービスのエビデンス構築 (Step 3)

「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業（ヘルスケアサービス実用化研究事業）」

上市につながるプロセスをAMEDのPSPO体制などからの支援及びビジネス化についての共同研究機関と連携して進める

(実施期間：令和 8 ～ 10 年度末)

分野1 予防・健康づくりに資するサービスの実用化に向けた研究開発

領域	研究開発課題名	代表者	所属機関
【実用化実証】 高齢者ウェルビーイング分野	AIラジオを活用した認知機能低下予防と高齢者の孤独感解消の実証研究開発	小川 誠	テオリア・テクノロジーズ株式会社
	高齢者の便秘改善・QOL向上を目指した腸音解析ヘルスケアサービスの実用化研究	金川 典正	腸note株式会社
	能動型AIコンシェルジュによるSNSでの社会的交流促進が高齢者の主観的ウェルビーイングに及ぼす影響の検証と実用化実証研究	河合 恒	東京都健康長寿医療センター
【実用化実証】 職域関連分野	個別化健康行動レコメンドの社会実装に関する研究開発	鈴木 雅	DeSCヘルスケア株式会社
	郵送尿検査とAI個別最適化介入を統合した、自治体・職域連携による減塩行動変容プラットフォームの構築と実証	瀧本 陽介	株式会社ヘルスケアシステムズ

https://www.amed.go.jp/koubo/03002/02/C_00004.htm

予防・健康づくりに関するサービスのエビデンス構築 (Step 3)

「予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業（ヘルスケアサービス実用化研究事業）」

主に医療機関などにおいて利活用されるヘルスケアサービスの実用化の更なる推進を支援

(実施期間：令和 8 ～ 10 年度末)

分野2 医療機関などでの活用を目指したサービスの実用化に向けた研究開発

領域	研究開発課題名	代表者	所属機関
高齢者ウェルビーイング分野	PHRを活用した介護支援のQOLおよび経済性に関する有用性評価	阿野 泰久	エーザイ株式会社
生活習慣病関連分野	健康管理アプリケーション（カロママプラス）のブラッシュアップおよびそれを用いたCKD重症化予防プログラムに関する研究開発	浅沼 克彦	千葉大学
	PHR活用型心不全管理サービスの医療提供体制への導入実用化に向けた研究	土肥 薫	三重大学
	IoTウェアラブル連動型脈拍ベース運動支援アプリによる心臓リハビリ業務効率化と医療機関の収益増一心血管疾患の再発・重症化予防から職域生活習慣病予防への展開一	野口 暉夫	国立循環器病研究センター

https://www.amed.go.jp/koubo/03002/02/C_00004.htm

PHR（Personal Health Record）の全体像

経済産業省提出資料

- PHR（健診、レセプト、ライフログ等）を活用した新たな健康づくりや産業創出が期待されている。
- 経済産業省としては、①マイナポータルから取得できるデータを民間PHR事業者が活用できるための環境整備、民間団体と連携して②ライフログデータの標準化、③様々な分野と連携したユースケース創出を促進。

公的インフラとして制度整備を進める

公的機関の情報（健診・レセプト等）

⇒ 2020年：乳幼児健診、2021年：特定健診、レセプト（薬剤）、
2022年：がん検診、2024年：事業主健診、
2025年：レセプト（診療情報）など、順次提供開始。

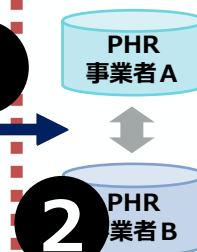


医療機関の情報（電子カルテ等）

傷病名、アレルギー情報、検査情報、処方情報等を、2025年度中に提供開始予定。

マイナポータル等

1



マイナポータル等からの健診等の情報を扱うPHRサービス提供者が遵守すべき事項に係る指針を策定。

3

民間事業者と連携して環境整備を進める

ライフログデータ



PHR事業者団体を中心に事業者間・医療機関連携を見据えて、データ標準化の検討やサービス品質に関するガイドラインの策定に取組む

ユースケース① 医療機関×PHR

医療従事者等と連携 個人に最適化された医療の提供



※医師、歯科医師、薬剤師、保健師、管理栄養士等の医療従事者等

ユースケース② 介護×PHR

個人の体調に合わせた介護 予防サービス 本人を起点に多職種が連携



ユースケース③ 異業種連携×PHR

生活に密着した産業と連携 生活における新たな予防・健康づくり



ユースケース④ 研究等

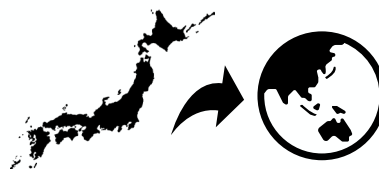
ヘルスケアスタートアップエコシステム構築に向けた 経済産業省の取組

- 更なる成長のためのヘルスケアスタートアップエコシステムの課題として、**エビデンス構築のための実証フィールドへのアクセス、事業拡大に向けた海外市場獲得等**が挙げられる。
- ①**Healthcare Innovation Hubを通じた相談対応やイベント開催を通じて裾野拡大・コミュニティの成熟を引き続き目指す**とともに、②国内においては**エビデンス構築・社会実装を支援するための地域拠点の整備や事業会社との連携の促進**、③海外展開については**アクセラレーター等と連携した派遣プログラムの提供等**を実施し、成長を後押しする。

②国内エコシステムの強化



- ヘルスケアスタートアップの社会実装を推進する
拠点を国内数か所選定し、実証フィールドとのマッチング等を支援
- スタートアップが適切に成長・EXITするよう、事業会社との間の連携・出資・買収を促進



③海外展開支援



- 専門家が戦略的な事業計画等の助言を行うなどの伴走支援を令和8年度より強化
- 海外の医療機関やアクセラレーター等と連携し、日本のヘルスケアスタートアップの海外派遣プログラムを提供

①Healthcare Innovation Hub（通称：InnoHub/イノハブ）



- ヘルスケアスタートアップへの支援やイノベーションの創出・活性化を目的に、スタートアップに加えて、企業の新規事業部門など、イノベーションを必要とする多様な団体から幅広く相談を受付
- 主催イベントを通じて、スタートアップ、大企業、VC、医療機関、アカデミアのネットワーキングの促進、業界課題に関するディスカッションを通じてエコシステム強化を実施する

医療機器・サービスの海外展開支援（ヘルスケア産業国際展開推進事業費補助金）

- **日本の医療・介護・ヘルスケア（PHR、健康増進等のヘルスケアサービス含む）等の海外展開を支援。**
世界各国が抱える**社会課題の解決**に貢献し、拡大する**ヘルスケア分野の需要・市場を取り込む**。
- 日本の医療機器・サービス産業への波及効果が高い海外展開事業として、①**人材育成とパッケージ化した医療機器・サービスの効果的な海外展開**、②**学会ガイドライン・保険収載**による現地における標準的な診療方法としての確立を支援。

支援内容

- ①基礎調査（初期市場調査/ビジネスモデル構築）②実証調査（具体的なビジネスモデル検証）にかかる人件費、旅費、会議費、機器のリース・レンタル料、謝金等の補助（補助率：大企業1/3、中小企業2/3）
- 2025年度は10件採択し、総額約1.5億円の補助を実施（約500～3000万円/件）。

支援事例

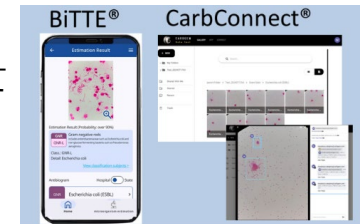
カテーテル治療施設の立ち上げ及び運営サポート展開事業

- ◆2023～2025年度事業（朝日インテック株式会社）@ケニア他
- ◆カテーテル治療室の設置と運営をサポートするサービスの事業性を検証する調査事業。
- ◆アフリカの途上国では循環器系疾患の患者が急増しているにもかかわらず、虚血性心疾患に対してカテーテル治療を行う医療施設と医師の不足が課題となっている。カテーテル室の設置を希望する現地医療機関が求めるサポートをサービス化するための実証調査を行い、現地に血管内治療を普及させることを目指す。



細菌感染症領域へのDX/AIソリューションの導入可能調査事業

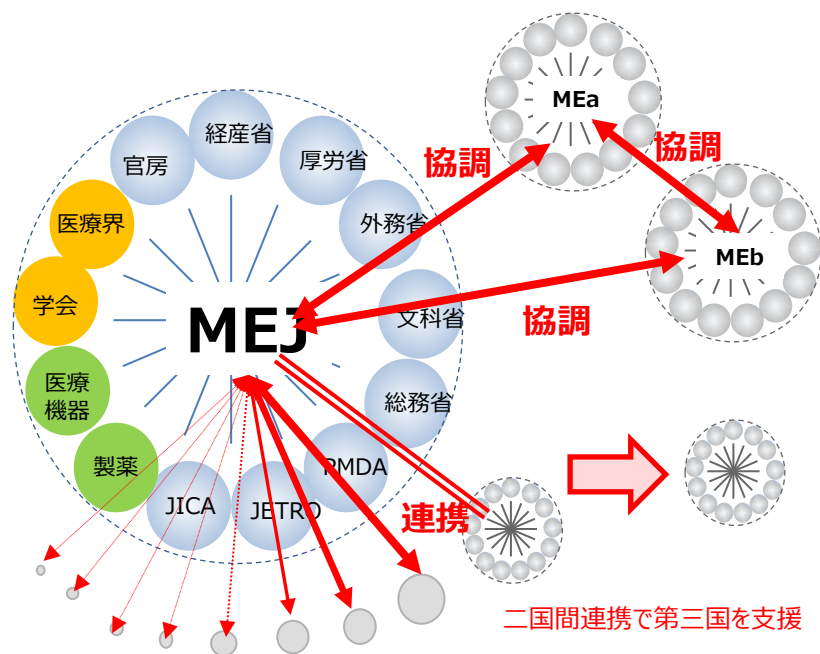
- ◆2025年度事業（カーブジェン株式会社）@インド
- ◆画像AI解析技術（BiTTE®）とクラウド型連携プラットフォーム（CarbConnect®）を組み合わせた診断支援ソリューションのインド展開における基礎調査事業。
- ◆薬剤耐性菌はHIV/AIDSやマラリアを上回る死因とされ、深刻な公衆衛生課題となっている中、地理的・人的制約を超えた検査・診断インフラの構築及び事業化に向けた連携基盤構築を目指す。



現地キーパーソンとの連携強化に向けた拠点設立（MExx構想の推進）

- 日本の医療機器を現地に定着させるためには、製品のライフサイクルごとの課題を踏まえた、現地医学会、自治体、パートナー企業等の多様な関係者による助言や支援、自発的取組が不可欠。
- そのため、国際機関（ERIA）と連携し、産官学医連携機関であるMedical Excellence Japan（MEJ）と同様な組織を各国に整備することで、キーパーソンとの連携強化、現地医療水準の向上も見据えた事業環境整備などを図る（＝MExx構想の推進）

MExx構想のイメージ



MExx構想による施策効果

- ① **ネットワーク形成**：販売代理店等のパートナーや医療機関・医師等のキーパーソンとの効率的なマッチング
- ② **現地情報収集**：現地医療ニーズ、産業動向や規制の把握
- ③ **制度整備**：規制緩和や保険収載等の事業環境整備の働きかけの実施

相手国の実情に応じた、
日本式医療（機器や健診等）の展開（アウトバウンド）
医療渡航患者の呼び込み（インバウンド）の実現

<MExx構想 連携国>

ベトナム（2022年7月～）、タイ（2024年9月～）

ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、 （１）ヘルスケア産業基盤高度化推進事業 令和９年度概算要求額 12億円（R8当初6.6億円）

経済産業省提出資料

商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業目的・概要

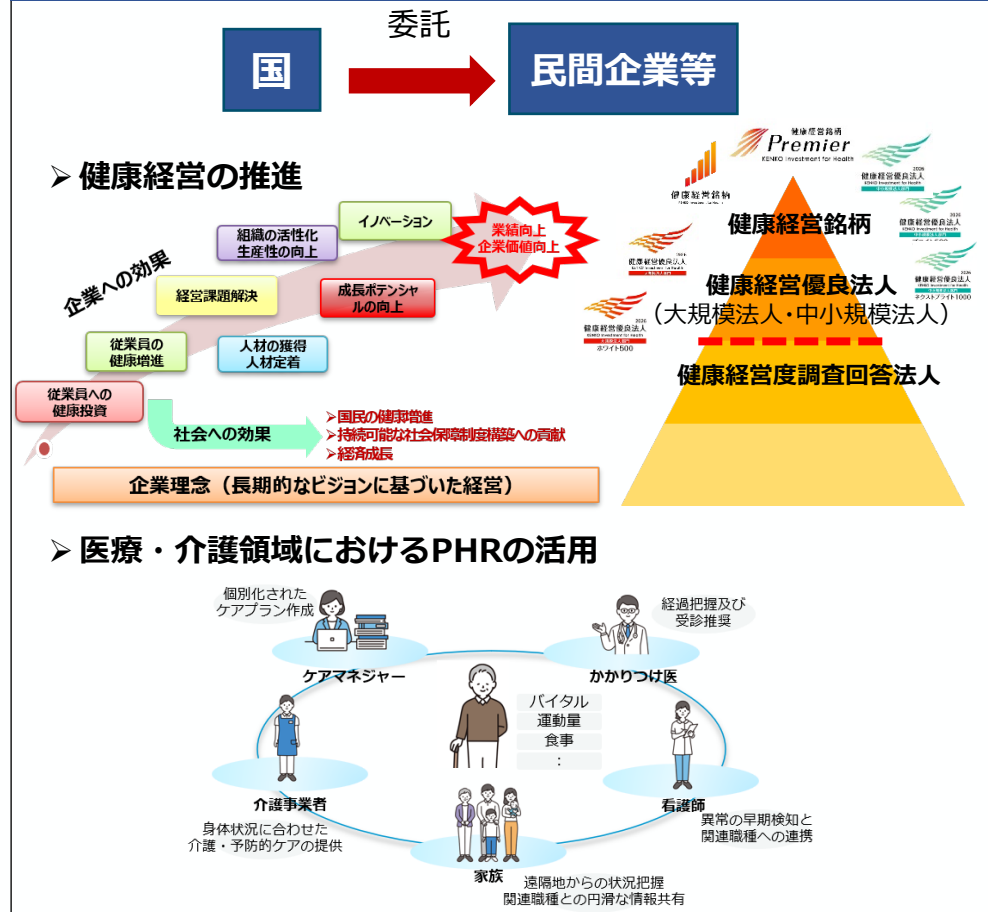
事業目的

社会全体の健康投資の更なる促進とともに、適切なヘルスケアサービスが創出され、活用される環境（社会実装の仕組み）の整備を行う。

事業概要

- ① 予防・健康づくりへの投資を促進するため、健康経営の中小企業等への普及に取り組むとともに、健康経営の効果分析等の効果の可視化や国際的な需要喚起等に取り組む。また、質の担保されたサービスのリスト化について検討を進める。
- ② 個人に即したヘルスケアサービスの提供を目指し、医療・介護等の領域において、サービス利用者自身の健康等情報である Personal Health Record（以下「PHR」）を活用したユースケースの創出を推進する。また、これらのサービスを活用するための環境整備や民間保険等との連携を進める。
- ③ 多様化する介護需要への対応として、「産福共創」モデルの社会実装を通じた高齢者・介護関連サービス産業の振興に取り組むとともに、働く家族介護者の仕事と介護の両立支援、介護に関する社会機運醸成に関する取組を推進する。
- ④ ヘルスケアスタートアップの成長と国内外での事業展開を後押しするため、地域の医療機関・介護施設等のフィールドとのマッチングやエビデンス構築、実証体制確立等を支援する「社会実装推進拠点」の整備を強化するとともに、海外展開や薬事対応等ヘルスケア分野の特色を踏まえたアドバイスが可能な専門家による伴走支援を実施する。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



成果目標・事業期間

令和5年度から令和9年度までの5年間の事業であり、最終的には、国内ヘルスケア産業の成長による国際的な競争優位性の確保を目指す。

ヘルスケア産業競争力強化事業のうち、 (2)ヘルスケア産業国際展開推進事業 令和9年度概算要求額 8.2億円 (R8当初5.2億円)

経済産業省提出資料

商務・サービスグループヘルスケア産業課

事業目的・概要

事業目的

アジア・アフリカ等の新興国を中心とした海外へのヘルスケア（医療・介護・健康）産業の進出促進（アウトバウンド）や、日本への医療インバウンドの促進を行うことにより、新興国等における課題解決に貢献するとともに、海外の伸びゆくヘルスケア市場を取り込み、我が国のヘルスケア産業の活性化を図る。

事業概要

<補助事業>

- 医療の国際展開促進に向けて、新興国におけるヘルスケア事業の展開や市場創出等に向けた実証調査の支援、現地生産拠点設立の支援等を実施する。

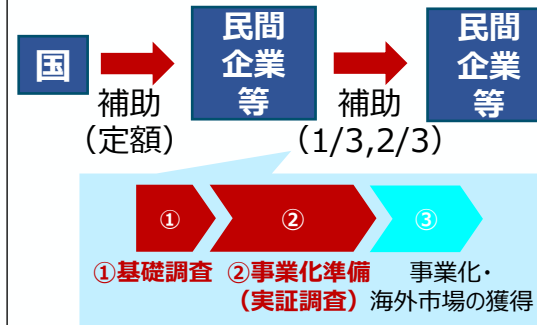
<委託事業>

- アウトバウンドの促進に向けて、各国における医療関連情報の収集や現地のヘルスケア関係者や政府関係者とのネットワークの構築・深化等を行う。
- インバウンドの促進に向けて、海外における日本への医療渡航等に関する調査やプロモーションに取り組むとともに、日本の医療ブランドを発信するプラットフォームを構築し、日本型医療インバウンドモデル確立に向けて、医療機関等への支援や海外医療機関との連携を進める。

これらを通じて、日本の優れたヘルスケアに関する製品・サービスおよび関連技術の国際展開を推進し、我が国のヘルスケア産業の競争力強化を図る。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）

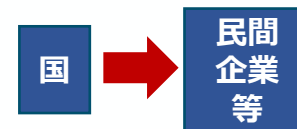
<補助事業>



➢ ICT遠隔分娩監視装置による在宅胎児モニタリング

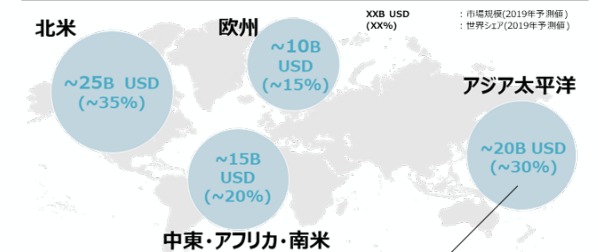


<委託事業>



➢ 医療インバウンドの促進に向けた施策等を実施

地域別の医療渡航市場規模



アジア各国の医療渡航患者受入人数(推計値)

タイ	360万人	韓国	49万人
マレーシア	90万人	日本	2-3万人
シンガポール	50万人		

成果目標・事業期間

アジア・アフリカ健康構想の下で実現する、海外でのヘルスケア事業の成功を新規に組成する等、継続的な海外の市場の獲得に繋げることを目指す。

(1) 予防・健康づくりの社会実装に向けた研究開発基盤整備事業

令和9年度概算要求額 17億円 (R8当初11億円)

事業目的・概要

事業目的

科学的エビデンスに基づく質の高いヘルスケアサービスの社会実装に向け、ヘルスケアサービスの導入による行動変容のエビデンス構築から、社会実装に至るまでの研究開発および基盤整備の支援を行う。

事業概要

- ① エビデンスの構築 (ヘルスケア社会実装基盤整備事業)**
予防・健康づくりにおける必要性の高い疾患領域において、先端技術を活用した介入研究等を推進するとともに、疾患の予防効果や費用対効果など、医療・健康サービスの導入や普及に向けた意思決定に必要なエビデンスを幅広く構築する。
- ② エビデンスの整理 (ヘルスケア社会実装基盤整備事業)**
関連疾患領域の学会による、エビデンスの整理を目的とした指針の作成・更新を支援する。
- ③ サービス開発の推進 (ヘルスケアサービス実用化研究事業)**
健康データ等を活用し、社会実装の促進に向けた経済的なエビデンス構築や、支払者として職域、地域、医療機関などを想定したサービス開発を支援する。

事業スキーム (対象者、対象行為、補助率等)



① エビデンスの構築

【課題】

- ・医薬品等に比して、非薬物的介入（ヘルスケアサービス）はエビデンスが不十分

研究者による**行動変容のエビデンス構築**を支援

② エビデンスの整理

【課題】

- ・薬機法の対象外であるヘルスケアサービスでは、蓄積したエビデンスをオーソライズする機能がない

学会による**エビデンスレビューや指針策定**を支援

③ サービス開発の推進

【課題】

- ・品質向上に向けたアカデミアとの連携が困難
- ・利用者が求めるニーズとマッチせず実用化が進まない
- ・事業化に必要なリソースへのアクセス及び事業戦略の構築が困難

事業者等による**学会指針等を踏まえたサービス開発**を支援

成果目標・事業期間

令和9年度までに、健康データを活用した質の高いサービスが社会実装される仕組みの確立を目指す。具体的には、以下の成果目標達成を目指す。

- ・指針等に基づいて開発されたヘルスケアサービスの数 12 件（累計）
- ・マイナポータル連携事業数 50 件（累計）

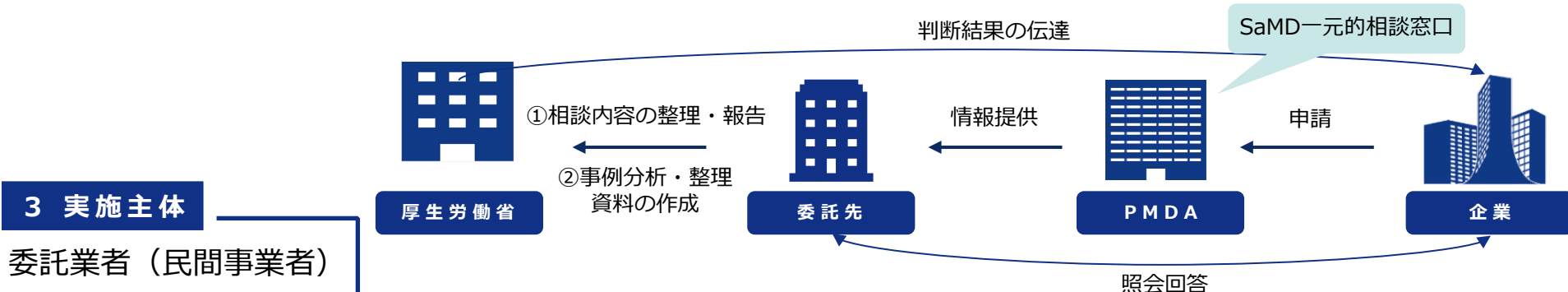
令和9年度概算要求額 18百万円（－）（）内は前年度当初予算額

1 事業の目的

- 平成25年の医薬品医療機器等法の改正により、疾病の診断・治療を目的とした単体プログラムは医療機器プログラム（Software as medical device, 以下「SaMD」という。）として同法の規制対象とされている。
- そのプログラムが医療機器に該当するかどうかについては、該当性に係るガイドラインや判断事例を示しているものの、年間で200件を超える相談が寄せられている。さらに、昨今AIを用いたプログラムの開発が盛んであることを踏まえると、今後もこの相談件数が増加する可能性があると考えられる。
- 本事業は、SaMD該当性の相談内容について、「プログラムの医療機器該当性に係るガイドライン」等に基づき医療機器に該当するか否かの整理を委託することで、より迅速に該当性の判断を行うとともに、各相談事例を分析し、該当性判断に資する要素の検討を行う。この検討を通じて得られた知見を踏まえ、「プログラムの医療機器該当性に係るガイドライン」の必要なアップデートを随時行うことで、企業の開発の予見可能性を高めることを目的とするもの。

2 事業の概要・スキーム

- 企業からの相談について、「プログラムの医療機器該当性に係るガイドライン」等に基づき、SaMDに該当するか否かの整理を行い、監視指導・麻薬対策課に報告する。
- 過去も含め、各相談事例を分析し、「プログラムの医療機器該当性に係るガイドライン」等に不足している要素や論点などを整理し、これを踏まえて効率的なSaMD該当性判断の仕組みの検討を行う。



3 実施主体

委託業者（民間事業者）

- 令和7～9年度の第2期では、第1期事業で開発したPHRデータ流通基盤及び相互運用モデルを活用し、地域の医療・介護連携等におけるPHRデータ活用のフィールド実証を実施する。地域内での領域をまたいだデータ連携による有効なユースケースの創出や、基盤の複数の既存システムへの導入など、複数基盤連携の技術・実運用上の課題を3か年で検証する。

主な事業内容

<令和7～9年度>

①PHRデータ流通基盤の改良

各種PHRサービスから医師が求めるPHRデータを取得するデータ流通基盤の設計・開発。

②フィールド実証の実施

PHRデータ流通基盤を活用した多分野が参加する地域でのPHRデータ流通のフィールド実証を実施。

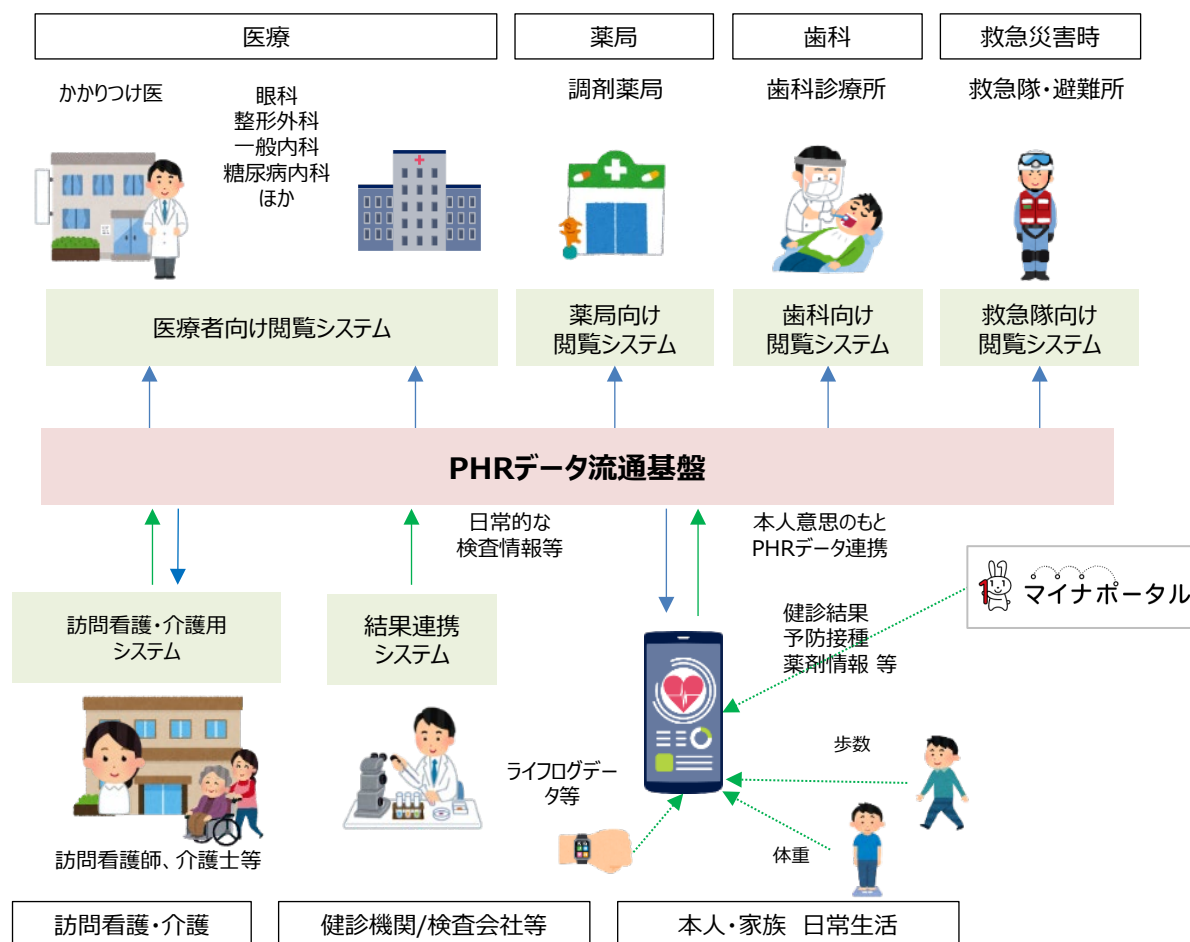
③クリニカルパスの策定・検証

医療機関におけるライフログ等のPHRデータを活用したクリニカルパス（より質の高い医療の提供を目的とした治療・検査に関する計画表）の策定・検証

④基盤の導入・運用に必要なマニュアル類の策定

今後の社会実装に向け、様々な事業者が当該基盤を利活用するためのマニュアル類を策定。

令和9年度要求額：2.5億円



これまで 8 回にわたる検討会の議論の状況について中間的に取りまとめ。引き続き、令和 8 年夏目途の議論の整理に向けて検討を行う。

令和 8 年1月23日公表

- 1. はじめに(略)
- 2. 医療等情報の利活用の基本的な理念（目指す社会、基本的な考え方、基本的な方向性）
 - (1) 医療等情報の利活用において目指す社会
 - 医療現場において、患者への医療の質を維持・向上し、効率化や生産性向上を図る等の取組を進めていく。
 - 患者本人の権利利益を適切に保護するとともに、医療等情報の適切な利活用を促進して、有効な治療法・医薬品・医療機器等の研究開発等ができるようにすることを目指す。
 - (2) 医療等情報の利活用の基本的な考え方
 - 以下の基本的な考え方を踏まえて取組を進める。
 - ・ 各種データを横断的に解析でき、医療等情報を効果的・効率的に利活用できるよう、制度枠組みや情報連携基盤の整備等を行う。
 - ・ 患者本人の権利利益を適切に保護するとともに、情報セキュリティを確保して、国民及び国家の安全を確保する。
 - ・ 国民・患者や医療現場の信頼が得られるよう、継続的な対話や説明の機会を制度的に組み込む。
 - ・ 利活用が更に推進されるよう、官民一体となって取組を進める。
 - (3) 医療等情報の利活用の基本的な方向性
 - ① 医療等情報の一次利用の推進
 - 一次利用により、切れ目なく質の高い医療の効率的な提供等が期待される。官民一体となって、一次利用を更に推進していく。
 - ② 医療等情報の二次利用の推進
 - EHDSも参考にしつつ、入口規制から出口規制への転換や共通の患者識別子の在り方等を含めて、引き続き具体的に検討していく。
 - ③ 医療等情報の利活用に関する国民・患者や医療現場の理解と協働
 - 利活用の利点や、安全かつ適切に利活用される仕組みについて、国民・患者や医療現場に分かりやすく伝えることが重要。

- 3. 対象となる医療等情報
 - 利活用の具体的なニーズ等を踏まえ、患者等の権利利益を適切に保護しつつ、ゲノムデータや画像情報等の加工困難な情報や死亡者の医療等情報の利活用を図ること等を含めて、引き続き検討を行う。
- 4. 医療等情報の収集方法等
 - (1) 医療等情報の収集方法
 - 一定の強制力やインセンティブの在り方、医療機関の機能に応じた収集、Push型/Pull型等を含めて、引き続き検討を行う。
 - (2) 患者の識別子
 - 各種データを共通の患者識別子で横断的に解析可能にすることは重要であり、これまでの意見等を踏まえ、引き続き検討を行う。
 - (3) 医療等情報の標準化
 - 標準化に官民一体となって取り組むこと等を含めて、引き続き検討を行う。
- 5. 患者の権利利益及び情報の保護等
 - (1) 患者本人の適切な関与の在り方
 - 国民・患者や医療現場の理解を得ながら、医療等情報を効果的・効率的に利活用できるよう、患者本人の権利利益を適切に保護する観点から、引き続き検討を行う。
 - (2) 不適切な利活用を防止する措置や情報セキュリティの確保
 - 患者本人の権利利益を適切に保護するとともに、国家及び国民の安全を確保する観点から、引き続き検討を行う。
 - (3) 医療等情報の利活用に関する国民・患者の理解と協働
 - 国民・患者や医療現場の信頼が得られるよう、引き続き検討を行う。
- 6. 情報連携基盤の在り方等
 - これまで複数案の検討を行ったところであり、便益と費用負担、国民・患者や医療現場の理解等を踏まえ、引き続き検討を行う。
- 7. 費用負担
 - 利活用が持続可能なものとなるよう、利活用の具体的なニーズと要する費用のバランス、費用負担の在り方等を含めて、引き続き検討を行う。
- 8. おわりに(略)